

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月25日

【事業年度】 第68期(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

【会社名】 株式会社ハローズ

【英訳名】 HALOWS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤利行

【本店の所在の場所】 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 岡山県都窪郡早島町早島3270番地1(本部)

【電話番号】 086-483-1011(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 花岡秀典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月
営業収益 (百万円)	163,374	174,107	195,444	210,752	225,719
経常利益 (百万円)	8,713	9,141	10,896	12,301	12,566
当期純利益 (百万円)	5,932	6,201	8,589	8,913	8,987
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	5,430	5,430	5,444	5,491	5,540
発行済株式総数 (株)	21,423,900	21,423,900	21,431,400	21,458,100	21,485,400
純資産額 (百万円)	49,400	54,806	62,514	70,428	77,739
総資産額 (百万円)	87,266	99,148	104,284	112,869	136,010
1株当たり純資産額 (円)	2,306.90	2,557.36	2,916.65	3,282.29	3,630.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	38.00 (18.00)	42.00 (20.00)	46.00 (20.00)	60.00 (26.00)	70.00 (34.00)
1株当たり当期純利益 (円)	277.77	290.27	402.12	416.95	420.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	277.08	289.55	400.49	415.14	419.01
自己資本比率 (%)	56.5	55.1	59.7	62.2	57.0
自己資本利益率 (%)	12.7	11.9	14.7	13.5	12.2
株価収益率 (倍)	10.5	11.1	11.5	9.5	11.7
配当性向 (%)	13.7	14.5	11.4	14.4	16.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,280	10,619	13,154	15,892	26,200
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,819	11,519	7,249	13,757	14,019
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,047	4,075	5,603	5,245	2,509
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	14,663	17,837	18,139	15,028	24,699
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1,233 (4,157)	1,266 (4,297)	1,305 (4,653)	1,388 (4,860)	1,437 (5,247)
株主総利回り (比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	105.4 (103.4)	118.2 (112.2)	169.3 (154.4)	148.0 (158.4)	184.1 (238.4)
最高株価 (円)	3,130	3,365	4,620	4,760	5,280
最低株価 (円)	2,610	2,849	2,988	3,705	3,880

(注) 1 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高及び営業収入の合計額を営業収益として表示しております。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がないため記載しておりません。

4 従業員数のうち(外、平均臨時雇用者数)の平均臨時雇用者数は、1日8時間換算により算出しております。

5 2023年2月期の1株当たり配当額には、100店舗達成記念配当金2円を含んでおります。

6 2024年2月期の1株当たり配当額には、創立65周年記念配当金2円を含んでおります。

7 2025年2月期の1株当たり配当額には、営業収益2,000億円達成記念配当金2円を含んでおります。

8 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

9 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1949年3月、広島県府中市において個人商店として創業、食料品販売を開始いたしました。その後、業容の拡大に対応すべく、1958年10月株式会社府中スーパーマーケットを設立し、当時の備後地方（広島県東部）ではまだ少なかったスーパーマーケットを府中駅前を開店いたしました。

年月	変遷の内容
1958年10月	広島県府中市に株式会社府中スーパーマーケット設立。
1974年7月	広島県福山市伊勢丘に本店移転。
1983年3月	広島県福山市南蔵王町に本店移転。
1988年3月	C I 導入、株式会社ハローズに社名変更、以後順次、既存店の店名をハローズに変更。
1989年6月	広島県福山市に惣菜加工工場として株式会社ハローエンタープライズ設立。
1990年11月	オフコンによる情報システム導入、E O S、P O Sシステム導入。
1994年3月	24時間営業開始（引野店）、以後、売場面積300坪規模で24時間営業店舗を展開。
1996年6月	コンピュータシステム入替、社内オープンシステム導入。
1999年12月	神辺店にテナント棟3棟を建設し複合化。
2000年7月	株式会社ハローエンタープライズを吸収合併。
2001年2月	広島県深安郡神辺町（現福山市）に本部移転、物流センター（青果物流、チルド物流）稼働。
2001年11月	岡山県に初の出店。（広江店）
2002年9月	株式を日本証券業協会に店頭登録銘柄として登録。
2003年10月	広島県尾道市でドライ共配センター稼働。
2003年12月	P B（プライベートブランド）商品名を「ハローズセレクション」ブランド・ロゴに集約、運用開始。
2004年5月	資材一括物流（H F P C）開始。
2004年5月	岡山県倉敷市に売場面積600坪規模の中庄店開店。
2004年12月	株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2005年10月	広島県深安郡神辺町（現福山市）にドライ共配センターを移転。
2007年2月	岡山県倉敷市で岡山チルドセンター稼働。
2007年4月	岡山県岡山市でフローズンセンター稼働。
2008年6月	香川県に初の出店。（丸亀店）
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所（J A S D A Q市場）に株式を上場。
2010年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所J A S D A Q市場及び同取引所N E O市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所J A S D A Q（スタンダード）に株式を上場。
2010年10月	岡山県都窪郡早島町に本部移転。
2011年1月	岡山県都窪郡早島町で早島物流センター稼働。（2011年3月全面稼働）
2011年8月	愛媛県に初の出店。（西条飯岡店）
2012年9月	岡山県都窪郡早島町でエコセンター稼働。
2012年10月	香川県坂出市で坂出低温センター稼働。
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所J A S D A Q（スタンダード）に株式を上場。
2013年12月	徳島県に初の出店。（鳴門店）
2015年2月	兵庫県に初の出店。（夢前台店）
2015年10月	香川県綾歌郡宇多津町で四国物流センター稼働。
2015年10月	東京証券取引所J A S D A Q（スタンダード）から東京証券取引所市場第一部へ市場変更。
2016年9月	株式会社西条プラザの株式を100%取得。
2021年5月	監査等委員会設置会社へ移行。
2022年4月	市場区分の再編に伴い、東京証券取引所市場第一部から東京証券取引所プライム市場へ市場変更。
2023年3月	香川県坂出市で坂出口ジスティクスセンター稼働。
2023年6月	兵庫県姫路市で兵庫低温センター稼働。
2023年11月	広島県広島市で広島低温センター稼働。
2023年12月	山口県に初の出店。（防府新田店）
2024年5月	株式会社藤屋の株式を100%取得。
	2026年2月28日現在 113店舗

3 【事業の内容】

当社の事業内容は、チェーンストアとして広島、岡山、香川、愛媛、徳島、兵庫及び山口商勢圏（瀬戸内沿岸部）に配置した店舗において24時間営業を主体にした食品スーパーマーケットを営む流通小売業であります。

2026年2月28日現在、113店舗（広島県33店舗、岡山県28店舗、香川県15店舗、愛媛県9店舗、徳島県10店舗、兵庫県15店舗、山口県3店舗）を運営しており、今後もドミナント出店（一定の地域に集中的に出店すること。）を継続してまいります。出店形態は24時間営業の売場面積600坪型及び450坪型の食品スーパーマーケットを核として異業種と複合化したオープンモール型のNSC（近隣購買型ショッピングセンター）を主力業態としております。

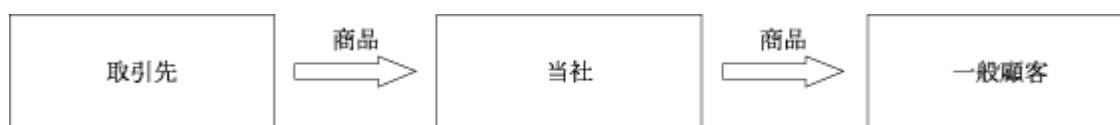
立地は、商圏人口3万人を基準とし、サバブ（郊外住宅地域）、又はアーバン（都市住宅地域）に出店しております。敷地面積は、2,000坪から10,000坪を目安とし、駐車台数は売場面積3坪に対して1台以上確保することを基本としております。

主な販売品目は、青果、鮮魚、惣菜、精肉、デイリー、一般食品、菓子、酒類及び雑貨等であります。

季節の上位品目の豊富な品揃え、広く停めやすい駐車場やストレスを感じさせない高い天井等により明るく快適な店づくりを推進しております。

当社は、商品小売事業の単一セグメントのため、セグメント別の区分はしておりません。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,437 (5,247)	34.9	11.3	5,116

- (注) 1 従業員数は、当社から社外への出向者を含む就業人員数であります。
2 従業員数の(外書)は、パートタイマー、アルバイト及び嘱託契約の従業員(1日8時間換算)の当事業年度の平均雇用人員であります。なお、派遣社員は除いております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業及び労働者の男女の賃金差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
14.3	33.3	58.4	76.1	100.7

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「食を通して好循環型の社会をめざす」という基本理念に基づき、24時間営業食品スーパーマーケットを展開しております。今後も、以下に定めた経営理念等の下で、多様化するお客様のニーズに積極的に答え、事業拡大に取り組んでまいります。

<p style="text-align: center;">社訓</p> <p style="text-align: center;">和して向上 日々感謝</p> <p style="text-align: center;">経営理念</p> <ul style="list-style-type: none">一、地域社会の生活文化向上に貢献する一、従業員の幸せづくり人づくりをする一、お取引先様との共存共栄をはかる一、成長発展のため利益を確保する
--

(2) 経営戦略

当社は商品小売事業の単一セグメントであります。出店エリアである広島県、岡山県、香川県、愛媛県、徳島県、兵庫県、山口県及び高知県の主要都市で、標準化した店舗によるドミナント化（一定の地域に集中して出店すること。）を目指してまいります。

出店形態は標準化した売場面積600坪型及び450坪型の24時間営業食品スーパーマーケットを主力業態としてまいります。競争環境が激化する中で、優位性を保つために、ビジネスモデルの進化に取り組んでまいります。

<p style="text-align: center;">ビジネスモデル</p> <p style="text-align: center;">24時間トータルオペレーションシステム お客様のライフスタイルに合わせた買い物機会の提供</p> <p style="text-align: center;">標準化された売場面積600坪型スーパーマーケットを 核としたショッピングセンター お客様の365日の食生活を支える豊富な品揃え及び店揃えの実現</p> <p style="text-align: center;">製造・物流・販売の総括的マネジメント お客様へ安全で安心な商品を安価に安定供給する体制の実現</p>

(3) 経営環境

食品スーパーマーケット業界では、近年加速している人口減少等（少子高齢化）の影響から、マーケットの縮小が予測されます。また、異業種を含めたオーバーストア化及び消費者の生活防衛意識の高まり等により、競争の激化が進むと見込まれます。

当社は、広島県、岡山県、香川県、愛媛県、徳島県、兵庫県、山口県及び高知県の人口が密集する主要都市を商勢圏と設定し、長期ビジョン「西日本5000億円構想」を進めてまいります。今後も、継続的な新規出店を進め、商勢圏内のドミナント化を進めることで、マーケットシェアを高めてまいります。

長期ビジョン

<p>長期ビジョン 「西日本5000億円構想」</p>
--

長期ビジョンの進捗状況

	広島県	岡山県	香川県	愛媛県
人口（人）	2,728,771	1,835,478	939,965	1,296,359
世帯数	1,345,070	873,733	452,423	657,422
食品市場規模（億円）	11,691	7,774	3,773	5,293
2026年2月期末 店舗数	33	28	15	9
2026年2月期末 営業収益（億円）	691	611	257	151
2026年2月期末 シェア	5.9%	7.9%	6.8%	2.9%

	徳島県	兵庫県	山口県	合計
人口（人）	700,409	5,393,607	1,292,956	14,187,545
世帯数	338,987	2,630,792	657,945	6,956,372
食品市場規模（億円）	3,000	24,856	5,526	61,913
2026年2月期末 店舗数	10	15	3	113
2026年2月期末 営業収益（億円）	196	301	46	2,257
2026年2月期末 シェア	6.6%	1.2%	0.8%	3.6%

出典：株式会社流通企画 2025食品スーパーマーケット年鑑

(4) 中長期経営戦略

当社は、2026年2月期より5カ年で、中期経営計画「瀬戸内2814計画」を推進してまいります。「瀬戸内2814計画」は、2030年2月期までに、140店舗体制で営業収益2,800億円を達成する計画であります。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国際的な地政学リスクなどを背景とした物価の上昇等により、生活防衛意識による慎重な購買活動及び低価格志向が続くものと見込まれます。加えて、人口の減少、年齢構成及びライフスタイルの変化などが続き、これらへの対応及びオーバーストアなどの競争環境激化への対応が迫られております。

出店における課題

広島、岡山、香川、愛媛、徳島、兵庫、山口及び高知商勢圏でのドミナント化を確立してまいります。業態に関しましては、主にサブバ（郊外住宅地域）及びアーバン（都市住宅地域）に出店する売場面積600坪型・450坪型の標準化したフォーマットを確立してまいります。また、買物に便利な商業集積地として、異業種と複合化したオープンモール型のNSC化と商圏内ベスト立地の確保に引き続き取り組んでまいります。

改装における課題

既存店の改装を行い業績の向上を再認識したため、今後は大規模な店舗改装を強化してまいります。お客様

への快適な買物空間の提供、変化する消費者ニーズへの対応、LED照明・省エネルギータイプの空調・冷蔵設備等の導入による光熱費の低減、売場や作業場の標準化を行ない作業手順の統一による効率改善のため、既存店舗の改装は建設後の年数を考慮し計画的に取り組んでまいります。

商品における課題

新鮮な生鮮食品、利便性の高い惣菜等の調理済み食品、メーカー製造の加工食品及び当社PB商品を販売計画及びカテゴリーマネジメントに基づいて、消費者へ提供してまいります。

当社PB商品「ハローズセレクション」に関しましては、積極的に商品開発を進め、品揃え等の充実をはかってまいります。開発商品、仕入商品の安全・安心に関しましては、社内自主衛生基準に基づく工場調査を継続的に実施してまいります。

商品の物流面に関しましては、早島物流センターを基軸に、その他物流センター等の物流網を有効的に活用し、商品の安定供給と物流の効率化を推進してまいります。

店舗運営における課題

店舗における商品発注、商品補充、生鮮品の加工及び清掃等の業務が時間帯ごとに明確化された「24時間店舗運営システム」、24時間営業の商品・資材の提供を支援する「24時間物流システム」、そして顧客ニーズと各業務システムを連携する「24時間情報システム」をさらに高度運用することにより、労働生産性の向上、品切れによるチャンスロスの防止、売れ残り等のロスの削減、ローコスト・オペレーションの確立に努めてまいります。また、安全な商品を安心して購入していただくために、店舗衛生検査、表示チェックなどを強化し、適正な鮮度、品質、表示を継続してまいります。

組織における課題

昇格制度や業績評価制度及び報奨金制度等のインセンティブを導入し、モチベーションの向上を促すとともに、各種研修プログラムの充実をはかり、人材育成に力を注いでまいります。また、営業力の強化のために、店長・副店長及び主任の早期育成並びにパートタイム社員の戦力化をはかります。採用に関しましては、今後の出店に伴い、新卒者及びパートタイム社員を積極的に雇用するとともに、中途採用においても、嘱託社員及び経験者など優秀な人材の確保に努めてまいります。

環境保全における課題

新規店舗及び既存店舗での再生可能エネルギー及び省エネ設備導入、店舗での電気使用量削減活動による省エネへの取り組み、食品リサイクル活動、エコセンターを活用した容器等の資源リサイクル等を推進し、環境負荷の低減に努めてまいります。

(6) 目標とする経営指標

当社の経営上の主要指標は自己資本利益率（ROE）であり、その目標値は10%以上であります。

当社は、この指標を達成するため営業収益成長率5～10%を維持しつつ、売上高経常利益率の向上を目指しております。

新規出店基準におきましては、個別の投資条件と売上高予測を勘案し、投資対経常利益率（ROI）の当社基準値を満たした店舗開発を行ってまいります。

売上高経常利益率におきましては、高収益商品の開発、情報システム及び物流システムの改革並びに固定費の削減等に取り組む、売上高経常利益率4～5%を目指しております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、社会課題解決と企業成長を両立させ持続可能な未来を実現するためサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会では、取締役会と連携しながら、推進施策の決定や全社の取組の監視を行っております。

サステナビリティ委員会の概要

委員長 / 議長	代表取締役社長
担当役員	総合企画室担当取締役
事務局	総合企画室
委員会構成メンバー	常勤取締役・総合企画室長・人事教育部長・財務経理部長・開発部長
議論内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. サステナビリティの基本方針、中長期目標、推進施策、その他サステナビリティに関する重要事項 2. マテリアリティに関する事項 3. 環境（Environment）への対応に関する事項 4. 社会（Social）への対応に関する事項 5. ガバナンス（Governance）への対応に関する事項 6. 進捗状況に関する事項 7. その他、前各号に関して委員会が必要と認めた事項
開催頻度	年2回（8月、2月）

マテリアリティ（重要課題）

企業が環境及び社会貢献を考慮した経営に取り組むことは必須と言える時代になりました。これまでも当社では経営理念に「地域社会の生活文化向上に貢献する」を掲げ、食を通して好循環型の社会を目指すべく取り組んでまいりました。

地球環境、社会的及び経済的な課題についてステークホルダーと協働し、積極的且つ継続的に取り組むことで、世界中の人々の幸せづくりに貢献し、日々の業務の中でサステナビリティを意識した活動を一層推進してまいります。

サステナビリティの取組に当たっては、ステークホルダー及び当社の事業活動にとっての重要性を鑑み、特に重要度が高い課題を、当社が取り組むべきマテリアリティ（重要課題）として特定いたしました。

イ．特定プロセス

a. 社会課題の把握と整理

ESG動向やメガトレンドを踏まえ、取締役を中心とした社内協議によりテーマの洗い出しを行いました。

b. 社会課題の重要性の評価

ステークホルダー及び当社の事業活動に与える影響の観点から社会課題を評価し、優先順位を特定いたしました。

c. マテリアリティ（重要課題）の特定

ステークホルダー及び当社の事業活動にとっての重要度の2つの軸から、マテリアリティ（重要課題）を検討し特定いたしました。

d. マテリアリティ（重要課題）の決定

常勤取締役、総合企画室長、人事教育部長、財務経理部長及び開発部長で構成するサステナビリティ委員会にて、特定したマテリアリティ（重要課題）の内容について審議し承認いたしました。

ロ．当社の活動領域におけるマテリアリティ（重要課題）

a. 食を通じた経済

- (a) 食の安全・安心
 - (b) フードロス・廃棄物削減
 - (c) 安価・安定的な食の提供
 - (d) 産地応援
- b. 人財活躍
- (a) 多様な人財の活躍
 - (b) 従業員満足度向上
 - (c) 職場環境の向上及び雇用維持
 - (d) ワークライフバランスの推進
- c. 社会貢献
- (a) 食を通じた地域社会・生活文化への貢献
 - (b) 地域社会との共存共栄
 - (c) 地域一番お客様貢献店づくり
- d. 環境保全
- (a) 循環型社会への貢献
 - (b) CO2排出削減
 - (c) 再生可能エネルギーの創出
- 八. 当社の活動領域を支えるためのマテリアリティ（重要課題）
- ガバナンス及びコンプライアンス
- a. 強固なガバナンス体制の構築
 - b. コンプライアンスの徹底
 - c. C S R 経営
 - d. 情報戦略（情報セキュリティポリシー）
 - e. B C P 対策強化

（２）戦略

サステナビリティ方針

当社は、社訓・経営理念の下、事業を進める中で、地球環境、社会的及び経済的な課題に向き合い、それらの課題についてステークホルダーと協働し、積極的且つ継続的に取り組むことで、世界中の人々の幸せづくりを目指してまいります。

事業領域

当社は、社会のサステナビリティへの取り組みを継続的に行うためには、当社自らが持続可能な事業を展開することが重要と考えております。この先、無くなることのない「食」に関する大きな市場の中で、生活者の豊かさを実現する「食品流通」というインフラ事業に経営資源を集中し、事業活動を行ってまいります。

サステナビリティの基本的な考え方

当社は、地球環境や社会、経済などに配慮しながら、企業価値の向上を目指してまいります。また、サステナビリティに関する「４つの活動領域」を設定し、その具体的な取組課題についての進捗を定性又は定量的に管理し、取締役会にて監督してまいります。

活動領域

イ.食を通じた経済に関する活動領域

当社は、地域のお客様の食文化向上に貢献するため、「安全・安心」な商品を「安価・安定」供給することに取り組んでまいります。

ロ.人財活躍に関する活動領域

当社は、取締役及び従業員の一人ひとりの成長が、サステナビリティへの取組を継続するためには最も重要と考えております。また、その人財が活躍できる体制整備に取り組んでまいります。

ハ.社会貢献に関する活動領域

当社は、社会及び人権に関する課題等に、積極的に取り組んでまいります。

二.環境保全に関する活動領域

当社は、地球環境への課題（CO2排出削減、エネルギー問題、資源の有効活用、自然破壊対策等）に、積極的に取り組んでまいります。

気候変動

当社は、2023年4月に気候関連情報開示タスクフォース（TCFD）による提言に賛同いたしました。TCFDの枠組みを参考に、気候変動が当社の事業に与えるリスク・機会を把握、分析し、適切なリスクマネジメントを行い、これを事業戦略に反映させるとともに、適切な情報開示に努めてまいります。当社は、事業を通じて、地球温暖化の原因とされているCO2等の温室効果ガス排出の削減に貢献しながら、持続的な成長を目指してまいります。

TCFDの枠組みに基づく情報開示の内容については、サステナビリティ委員会が主導して毎年見直しを行い、内容の充実をはかってまいります。

人材育成及び社内環境整備方針

当社は、取締役及び従業員の一人ひとりの成長が、サステナビリティへの取組みを継続するためには最も重要と考えております。また、その人財が活躍できる体制整備に取り組んでまいります。

イ.取締役から一般社員まで階層別の教育体制の整備

ロ.従業員が働きやすい環境整備及び人事制度の構築

ハ.取締役及び従業員がダイバーシティへの理解を深めることができる環境整備と取締役及び従業員の多様性の確保

二.従業員及びその家族に対する健康維持促進活動

(3)リスク管理

当社において、全社的なリスク管理は内部統制委員会が統括し、詳細なリスク管理はリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及びサステナビリティ委員会で行っております。リスク管理委員会等が担当する重要なリスクについては、経営戦略会議及び常勤取締役会等の協議を経て、内部統制委員会より取締役会へ報告し監督しております。また、サステナビリティ関連の機会の識別、評価や優先順位付けは、それぞれの委員会等において行われ、重要と認識された機会については、常勤取締役会の協議を経て戦略、計画に反映され、取締役会へ報告、監督されています。

(4) 指標及び目標

当社は、前記「(2) 戦略」において記載した、気候変動及び人材育成及び社内環境整備方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

気候変動

イ. CO2排出量削減目標の設定

当社では、カーボンニュートラルを見据えた持続可能な事業活動を達成するため、CO2排出量削減のための目標を設定いたします。

CO2排出量削減目標
2030年までに店舗単位で CO2排出量30%削減（外部からの再エネ調達除く、2022年2月期比）
なお、新規店舗については 2022年2月期時点の既存店舗の排出量をベンチマークとし、ベンチマークから50%削減された状態で出店することを目指します。

ロ. CO2排出量実績（算定対象会社 株式会社ハローズ）

（単位：t-CO2）

	2024年2月期	2025年2月期	2026年2月期
Scope 1	9,798	10,299	6,896
Scope 2	81,254	80,008	73,678
Scope 1 + Scope 2	91,052	90,307	80,574

人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績、指標及び目標

指標	目標	実績（2026年2月期）
管理職に占める女性労働者の割合（注1）	2028年2月期末までに15.0%	14.3%
男性労働者の育児休業取得率（注2）	2028年2月期末までに100.0%	33.3%
正規雇用労働者の男女の賃金の差異（注1）	女性正社員の社内登用を進め賃金の差異の解消を図ります。	76.1%

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 【事業等のリスク】

当社は、事業等に関するリスクについての定期的な評価を実施しており、その中で投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を下記に記載しております。したがって、以下は当社に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外にもリスクは存在します。当社は、事故、障害、災害等が発生する可能性を踏まえ、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 出店戦略について

当社は、現在広島県、岡山県、香川県、愛媛県、徳島県、兵庫県及び山口県に店舗を展開しております。今後も、周辺地域を含めて店舗網を拡充する計画を継続してまいります。出店先の選定につきましては出店条件を設定し、立地条件、周辺人口、採算性等の調査に基づき、投資回収期間及び予想利益等の一定条件を満たすものを出店対象としておりますが、出店条件に合致する物件がなく出店を取りやめる場合又は諸条件の変更等により出店予定数の見直しや開発コストが増大する可能性があります。これらに伴い、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社店舗の出店及び増改築に際しては「大規模小売店舗立地法」の規制を受ける場合があり、売場面積1,000㎡を超える店舗の新規出店及び増改築については、都道府県又は政令指定都市及び指定された市に届出が義務付けられております。「大規模小売店舗立地法」届出後、駐車台数、騒音対策、廃棄物処理等について、地元住民の意見を踏まえ審査が進められます。したがって、審査の状況及び規制の変更等により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営環境について

当社は、食品スーパーマーケットを主体としており、個人消費者との結びつきが強い業種であります。したがって、経済環境等の悪化による消費購買力の低下、天候要因による季節の売れ筋商品の変化等により売上が低下する場合があります。また、競合他社の進出や業態変更による競争の激化等での売上の低下、あるいは商品調達価格の上昇などによる収益性の悪化などは、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、生食肉及びノロウイルスによる食中毒、鳥インフルエンザの発生や食品の偽装問題などに見られるように、食の安全性を揺るがす問題の発生は、消費者の購買意欲を低下させる要因となり、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 食品衛生管理について

当社は、食料品の小売業として「食品表示法」等の規制を受けており、商品の取り扱いに関する衛生管理、鮮度管理、温度管理及び表示管理等に対し厳格な注意を払っております。また、マニュアルに基づき従業員の衛生管理意識の徹底もはかっております。一方で、製造委託先工場への立入り検査や店頭商品の抜き取り検査を行うなど、全社一丸となり商品全般で予見されるリスクの発生防止に取り組んでおります。

しかしながら、上記の衛生管理等の取り組みの範囲を超えた事象が発生した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 商品開発について

当社は、PB商品の開発を積極的に行っており、その開発にあたっては、「適切な品質」、「低価格」及び「安全・安心・健康」を基本コンセプトにし、品質管理においては、上記(3)に記載のとおり、厳格な管理を行っております。しかしながら、商品が消費者ニーズに合致しなくなった場合、又は当社PB商品に起因する事故等が発生した場合は、当社に対する信頼の失墜、売上高の低迷等により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報及び特定個人情報の取扱いについて

当社は、役員、従業員、顧客及び取引先に関する個人情報を取り扱っております。また、2016年1月より利用開始したマイナンバー制度に伴い特定個人情報も取り扱っております。「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」は、個人情報及び特定個人情報を取り扱う事業者に対して、当該情報を安全に管理する義務、利用目的を特定及び限定して当該情報を利用する義務等を定めております。当社では、諸規程を定めるとともに、従業員の意識改革、保管場所の改善やセキュリティ強化等、法の遵守に努めておりますが、当該情報の流出が発生した場合には、当社の社会的信用の低下、該当者からの損害賠償請求等により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムトラブルについて

当社は、情報システムの安全管理体制構築をはかっております。しかし、自然災害及び外部からのサイバー攻撃等によるソフト及びハードウェア障害等のシステムトラブルが発生した場合、店舗運営に支障をきたすこととなり、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、物流や商品供給等の重要なインフラの業務委託先の技術力や収益力等が著しく低下した場合及び当該業務委託先との契約の継続が困難となった場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 固定資産の減損会計による影響について

当社は、出店するにあたり建物、土地を一部自社保有しております。2007年2月期から固定資産の減損会計の適用を受けており、保有する固定資産に減損処理が必要になった場合は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人件費の増加について

近年、労働人口の減少及び企業間の採用競争激化により、人材の確保が困難になってきました。そのような状況の中で、当社は、従業員が働きやすい環境整備及び処遇待遇の改善を強化しております。このため、時間給や基本給等の見直し及び社会保険制度の改正等により人件費が大幅に増加した場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保と育成について

当社は、優れた人材の採用及び教育を最重要課題の一つとしており、今後の事業拡大には、パートタイム社員も含め優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。従業員に対しては、昇格制度、業績評価制度及び報奨金制度等のインセンティブを導入し、モチベーションの向上を促すとともに、各種研修プログラムの充実をはかり、人材育成に力を注いでおります。しかし、予期せぬ外部環境の変化により人材の確保及び育成が進まない場合、出店計画の見直し、店舗管理レベル及び商品力の低下等により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 消費税率引き上げについて

今後、消費税率の引き上げが適用された場合、食料品等個人消費への影響が予測され、加えて、新制度への対応等の費用発生により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 賃借した土地等の継続的使用について

当社は、新規出店の際に土地及び建物を取得する場合と賃借する場合があります。賃借する場合は対象物件の権利関係等の確認を行っておりますが、土地等の所有者である法人・個人が破綻等の状態に陥り、土地等の継続的使用が困難となった場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 敷金及び保証金について

当社は、賃借による出店にあたり、敷金及び保証金の差入れを行っております。この差入敷金保証金を担保するために賃借権の登記等保全対策を講じております。また、差入保証金の一部は賃借期間にわたっての分割返済を受けておりますが、賃借先の経済的破綻等によりその一部又は全部が回収できなくなった場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 金利変動による影響について

当社は、主に長期借入金により設備投資資金の調達をしております。主に固定金利による借入であるため、金利変動による影響は比較的少ないものと考えられます。しかしながら、今後の資金調達において、急激に金利が上昇した場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 災害等による影響について

当社は、一定地域に集中して出店しております。このため、地震や台風などの自然災害が発生した場合、多数の店舗が被害を受ける可能性があります。また、災害等による交通の遮断、放射性物質の影響などにより、商品の流通や仕入が困難となった場合は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 24時間営業について

当社は、24時間営業の店舗を主体としております。出店に際し、近隣住民の皆様への事前説明を実施するなど、営業に関するご理解をいただいております。しかし、今後の環境変化により、24時間営業ができなくなった場合、物流や作業の変更によるコストが発生し、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 各種感染症による影響について

当社の店舗、物流センター及び本部では、公衆衛生の徹底等の感染症拡大防止対策に取り組み、ライフラインとして食料品を販売する社会的役割を継続しております。

また、当社の標準タイプである600坪型を中心とした広い店舗、時間分散が可能な24時間営業の事業形態は、感染症の拡大防止に適しているものと考えております。

しかし、今後、国内で各種感染症の蔓延が発生した場合、店舗の休業、本部及び物流センターの機能不全、流通・仕入活動の停滞、テナントの業績悪化及び消費者の購買意欲を低下させる風評リスクの発生等、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、当社は、商品小売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

また、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在で判断したものであります。

（1）財政状態の状況

流動資産

現金及び預金は、前事業年度末に比べ9,209百万円増加し23,061百万円（前期比66.5%増）となりました。預け金は、前事業年度末に比べ461百万円増加し1,638百万円（前期比39.3%増）となりました。その結果、流動資産は前事業年度末に比べ11,255百万円増加し、34,295百万円（前期比48.8%増）となりました。

この主な要因は、期末日の金融機関休業日の影響によるものであります。

固定資産

有形固定資産は、新規店舗の建設、出店用地の土地購入等により、前事業年度末に比べ11,191百万円増加し、88,396百万円（前期比14.5%増）となりました。無形固定資産はソフトウェアの償却などにより、前事業年度末に比べ64百万円減少し840百万円（前期比7.1%減）となりました。投資その他の資産は、長期前払費用等の増加により、前事業年度末に比べ757百万円増加し、12,477百万円（前期比6.5%増）となりました。その結果、固定資産は、前事業年度末に比べ11,885百万円増加し、101,714百万円（前期比13.2%増）となりました。

流動負債

買掛金は、前事業年度末に比べ12,457百万円増加し23,789百万円（前期比109.9%増）となりました。その結果、流動負債は前事業年度末に比べ15,936百万円増加し、41,536百万円（前期比62.3%増）となりました。

この主な要因は、期末日の金融機関休業日の影響によるものであります。

固定負債

長期借入金は、借入金の返済により前事業年度末に比べ514百万円減少し、6,539百万円（前期比7.3%減）となりました。その結果、固定負債は、前事業年度末に比べ107百万円減少し、16,733百万円（前期比0.6%減）となりました。

純資産

株主資本は、別途積立金及び繰越利益剰余金等が増加したことなどにより、前事業年度末に比べ7,293百万円増加し、77,487百万円（前期比10.4%増）となりました。その結果、純資産合計は、前事業年度末に比べ7,311百万円増加し、77,739百万円（前期比10.4%増）となりました。

（2）経営成績の状況

a. 経営成績

営業収益

売上高は、前事業年度に比べ14,511百万円増加し、219,357百万円（前期比7.1%増）となり、営業収入は、前事業年度に比べ455百万円増加し、6,361百万円（前期比7.7%増）となりました。

以上の結果、営業収益は、前事業年度に比べ14,966百万円増加し、225,719百万円（前期比7.1%増）となりました。この主な要因は、6店舗の新規出店、前事業年度開店店舗及び既存店舗の売上高の増加によるものであります。なお、既存店舗の売上高前年比は104.3%でした。

売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価につきましては、売上高の増加により、前事業年度に比べ11,328百万円増加し、163,579百万円（前期比7.4%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、前事業年度に比べ3,434百万円増加し、49,665百万円（前期比7.4%増）となりました。この主な要因は、6店舗の新規出店及び前事業年度開店店舗等に関する経費の増加及び既存従業員に対するベースアップ等によるものであります。

営業利益

以上の結果、営業利益につきましては、前事業年度に比べ203百万円増加し、12,473百万円（前期比1.7%増）となりました。

営業外損益

営業外収益につきましては、前事業年度に比べ57百万円増加し、199百万円（前期比40.7%増）となりました。

営業外費用につきましては、前事業年度に比べ3百万円減少し、107百万円（前期比3.2%減）となりました。

経常利益

以上の結果、経常利益につきましては、前事業年度に比べ264百万円増加し、12,566百万円（前期比2.2%増）となりました。経常利益率は前事業年度と比べ0.3ポイント減少し、5.7%となりました。

特別損益

特別利益につきましては、補助金収入等を計上し、9百万円（前期比33.5%減）となりました。

特別損失につきましては、固定資産除却損を計上し、5百万円（前期比96.1%減）となりました。

当期純利益

以上の結果、税引前当期純利益につきましては、前事業年度に比べ406百万円増加し、12,569百万円（前期比3.3%増）となり、法人税等負担額は前事業年度に比べ332百万円増加し、3,581百万円（前期比10.2%増）となりました。その結果、当事業年度における当期純利益は前事業年度に比べ74百万円増加し、8,987百万円（前期比0.8%増）となりました。

自己資本利益率（ROE）についての分析

当社は経営上の目標指標として、自己資本利益率（ROE）10%以上を目指しております。

当事業年度の自己資本利益率（ROE）の実績は、12.2%（前事業年度13.5%）でした。内訳は、当期純利益8,987百万円（前期比0.8%増）、自己資本（期中平均）73,841百万円（前期比11.5%増）でした。その主な要因は以下の2項目であります。

イ．販売政策による客数増加及び商品原価等の高騰による商品売価の引き上げ等により既存店の売上高前年比は104.3%となり、経常利益が増加したこと。

ロ．賃上げ促進税制に係る税額控除等により当期純利益が増加したこと。

今後も新規出店を継続しつつ、24時間営業及びオペレーション、商品開発、生産性、ロジスティクス及び店舗開発等の改善に取り組み、自己資本利益率（ROE）10%以上を目指してまいります。

b. 仕入及び販売の実績

仕入実績

当事業年度の仕入実績を商品部門別に示すと、次のとおりであります。

(単位：百万円)

商品部門	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)		増減額	増減率
	仕入高	構成比	仕入高	構成比		
		%		%		%
青果	18,871	12.4	19,350	11.8	479	2.5
鮮魚	10,178	6.7	10,914	6.6	736	7.2
惣菜	16,336	10.7	17,744	10.8	1,407	8.6
精肉	16,968	11.1	18,320	11.2	1,352	8.0
生鮮計	62,355	40.8	66,331	40.4	3,975	6.4
デイリー	37,260	24.4	40,656	24.8	3,396	9.1
一般食品	27,077	17.7	30,138	18.3	3,061	11.3
菓子	9,456	6.2	10,055	6.1	598	6.3
酒	9,527	6.2	9,662	5.9	134	1.4
雑貨	6,807	4.5	7,249	4.4	442	6.5
その他	183	0.1	117	0.1	66	36.0
ドライグロサリー計	90,312	59.2	97,880	59.6	7,567	8.4
合計	152,668	100.0	164,211	100.0	11,543	7.6

(注) 金額は、仕入価格によっております。

販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

イ．商品部門別販売実績

(単位：百万円)

商品部門	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)		増減額	増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比		
		%		%		%
青果	23,778	11.6	24,516	11.2	738	3.1
鮮魚	13,755	6.7	14,513	6.6	757	5.5
惣菜	28,268	13.8	30,548	13.9	2,280	8.1
精肉	24,020	11.7	25,859	11.8	1,839	7.7
生鮮計	89,822	43.8	95,437	43.5	5,615	6.3
デイリー	49,362	24.1	53,402	24.3	4,039	8.2
一般食品	33,408	16.3	36,958	16.8	3,550	10.6
菓子	12,753	6.2	13,515	6.2	762	6.0
酒	11,023	5.4	11,136	5.1	113	1.0
雑貨	8,216	4.0	8,719	4.0	502	6.1
その他	259	0.1	187	0.1	72	27.7
ドライグロサリー計	115,024	56.2	123,920	56.5	8,896	7.7
合計	204,846	100.0	219,357	100.0	14,511	7.1

(注) 主な販売先の販売実績で、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先はありません。

ロ．地域別販売実績

(単位：百万円)

地域	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	増減額	増減率 (%)
広島県	63,662	67,361	3,698	5.8
岡山県	54,623	58,799	4,175	7.6
香川県	23,517	25,025	1,507	6.4
愛媛県	14,808	14,938	130	0.9
徳島県	18,501	19,155	653	3.5
兵庫県	27,487	29,552	2,064	7.5
山口県	2,244	4,525	2,280	101.6
合計	204,846	219,357	14,511	7.1

八．単位当たり売上高

項目	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	増減率 (%)
売上高 (百万円)	204,846	219,357	7.1
売場面積(期中平均) (㎡)	203,629	210,872	3.6
1㎡当たり期間売上高 (千円)	1,005	1,040	3.4
従業員数(期中平均) (人)	6,245	6,700	7.3
1人当たり期間売上高 (千円)	32,801	32,739	0.2

- (注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。
2 売場面積(期中平均)は、営業月数単位による加重平均で算出しております。
3 従業員数(期中平均)は、パートタイマー、アルバイト及び嘱託契約の従業員を含んでおります。なお、パートタイマー、アルバイト及び嘱託契約の従業員は1日8時間換算の期中平均により算出しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローに関しては、順調に利益を獲得しており、特段の問題はありません。詳細は以下のとおりであります。

現金及び現金同等物

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、税引前当期純利益12,569百万円、仕入債務の増加額12,457百万円、減価償却費5,093百万円、長期借入れによる収入3,100百万円、有形固定資産の取得による支出12,689百万円等の要因により、前事業年度末に比べて9,671百万円増加し、24,699百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は26,200百万円(前期比10,307百万円増加)でありました。これは主に、税引前当期純利益12,569百万円(前期比406百万円増加)、金融機関休業日の影響等による仕入債務の増加12,457百万円(前期比11,811百万円増加)によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は14,019百万円(前期比261百万円増加)でありました。これは主に、出店候補地の土地及び新店舗の建設等に伴う有形固定資産の取得による支出12,689百万円(前期比675百万円増加)、敷金及び保証金の差入による支出118百万円(前期比307百万円減少)によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は2,509百万円(前期比2,736百万円減少)でありました。これは主に、長期借入れによる収入3,100百万円(前期比3,000百万円増加)、自己株式の取得による支出360百万円(前期比359百万円増加)、配当金の支払額1,451百万円(前期比341百万円増加)によるものであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、運転資金及び設備投資資金につきまして、主として営業活動によるキャッシュ・フロー及び銀行等からの借入金により資金調達をしております。資金計画につきましては基本的に営業活動により得られた資金を有効活用し有利子負債の削減を図ることとしております。

当社のキャッシュ・フロー指標は次のとおりであります。

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月
自己資本比率 (%)	56.5	55.1	59.7	62.2	57.0
時価ベースの自己資本比率 (%)	71.4	69.7	94.6	75.1	77.0
債務償還年数 (年)	4.3	1.8	1.2	0.7	0.4
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	38.2	121.7	118.7	189.8	335.8

(注) 1 各指標の算出基準は以下のとおりであります。

- 自己資本比率 (自己資本) ÷ (総資産)
 時価ベースの自己資本比率 (株式時価総額) ÷ (総資産)
 債務償還年数 (有利子負債) ÷ (キャッシュ・フロー)
 インタレスト・カバレッジ・レシオ (キャッシュ・フロー) ÷ (利払い)
- 2 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式総数をベースに算出しております。
 3 有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象にしております。
 4 キャッシュ・フロー及び利払いにつきましてはキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フロー及び利息の支払額を使用しております。
 5 2026年2月期の総資産には、期末金融機関休業日による仕入債務等の未決済分が11,573百万円含まれております。

(4) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資総額は、16,177百万円となりました。その内訳は、新店6店舗（西古松店、宇部店、国府店、砥堀店、呉広店、伊川谷店）の新設8,709百万円、テナント棟の新設及び既存店舗の改装等3,800百万円、店舗建設の中間金支払等3,668百万円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社は、広島県に33店舗、岡山県に28店舗、香川県に15店舗、愛媛県に9店舗、徳島県に10店舗、兵庫県に15店舗、山口県に3店舗を有している他、本部及び物流センターを設けております。これらのうち、主要な設備は以下のとおりであります。

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械及び 装置	土地		リース 資産	工具、器具 及び備品	合計	
				面積(m ²)	金額				
引野店 (広島県福山市) 他広島県内32店舗	店舗	11,180	277	90,143 [444,134]	8,489	145	893	20,986	365 [1,502]
広江店 (岡山県倉敷市) 他岡山県内27店舗	店舗	8,621	321	63,016 [363,957]	4,973	24	778	14,718	324 [1,143]
丸亀店 (香川県丸亀市) 他香川県内14店舗	店舗	4,150	150	45,160 [209,455]	1,811	137	422	6,671	138 [521]
西条飯岡店 (愛媛県西条市) 他愛媛県内8店舗	店舗	2,633	61	12,642 [112,842]	713	41	150	3,599	92 [318]
鳴門店 (徳島県鳴門市) 他徳島県内9店舗	店舗	5,366	43	7,603 [178,326]	422	117	127	6,077	103 [421]
夢前台店 (兵庫県姫路市) 他兵庫県内14店舗	店舗	8,627	92	32,728 [163,515]	2,316	364	293	11,694	163 [725]
防府新田店 (山口県防府市) 他山口県内2店舗	店舗	3,174	39	8,266 [59,571]	389	225	129	3,957	37 [142]
本部 (岡山県都窪郡 早島町)	本部	356	0	[4,667]			65	421	166 [55]
物流センター (岡山県都窪郡 早島町、香川県 坂出市)	物流 センター	5,928	116	71,970 [45,459]	1,485		58	7,589	16 [94]

- (注) 1 帳簿価額のうち「建物及び構築物」は、建物、建物附属設備、構築物及び資産除去債務に関する除去費用の合計であります。
- 2 従業員数は各事業所の就業人数（当社から子会社への出向者を除く。）であり、〔 〕はパートタイマー、アルバイト及び嘱託契約の従業員（1日8時間換算）を外書しております。
- 3 建物及び土地の一部を賃借しております。賃借している土地の面積については、〔 〕で外書しております。なお、年間賃借料は4,949百万円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2026年2月28日現在計画中の設備の新設状況は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手(予定) 年月	完了予定 年月	完成後の増 加売場面積 (㎡)
		総額	既支払額				
寺家店 広島県東広島市	店舗新設	2,410	1,960	自己資金及 び借入金等	2025年 1月	2026年 4月	2,016
本多間店 兵庫県神戸市	店舗新設	3,437	2,598	自己資金及 び借入金等	2025年 10月	2026年 6月	1,893
西岐波店 山口県宇部市	店舗新設	1,433	345	自己資金及 び借入金等	2026年 1月	2026年 7月	2,076
川南店 広島県福山市	店舗新設	2,672	1,187	自己資金及 び借入金等	2026年 5月	2026年 12月	2,095
2027年2月期中に出店 予定の1店舗(岡山県)	店舗新設	873	104	自己資金及 び借入金等	未定	未定	未定
合計		10,825	6,194				8,080

(注) 1 上記の投資予定金額の総額においては、計画しているリース、受入建設協力金、受入敷金を控除しておりません。

2 完成後の増加売場面積は、スーパーマーケットの面積のみを表示しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,200,000
計	49,200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2026年5月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,485,400	21,487,600	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は、 100株であります。
計	21,485,400	21,487,600		

- (注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
2 提出日現在発行数には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

イ. 役員新株予約権

決議年月日	2016年5月26日	2017年5月25日	2018年5月24日	2019年5月23日	2020年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5	当社取締役5	当社取締役5	当社取締役5	当社取締役5
新株予約権の数(個)	128 (注)1	58 (注)1	51 (注)1	62 (注)1	48 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,800 (注)2	普通株式 5,800 (注)2	普通株式 5,100 (注)2	普通株式 6,200 (注)2	普通株式 4,800 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使期間	2016年6月11日～ 2046年6月10日	2017年6月10日～ 2047年6月9日	2018年6月9日～ 2048年6月8日	2019年6月8日～ 2049年6月7日	2020年6月13日～ 2050年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3				
新株予約権の行使の条件	(注)4				
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5				
決議年月日	2021年5月27日	2022年5月26日	2023年5月25日	2024年5月23日	2025年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6	当社取締役6	当社取締役8	当社取締役8	当社取締役8
新株予約権の数(個)	60 (注)1	61 (注)1	68 (注)1	56 (注)1	66 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(数)	普通株式 6,000 (注)2	普通株式 6,100 (注)2	普通株式 6,800 (注)2	普通株式 5,600 (注)2	普通株式 6,600 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使期間	2021年6月12日～ 2051年6月11日	2022年6月11日～ 2052年6月10日	2023年6月10日～ 2053年6月9日	2024年6月8日～ 2054年6月7日	2025年6月14日～ 2055年6月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	(注)3				
新株予約権の行使の条件	(注)4				
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5				

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年4月30日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1 新株予約権の数

新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1個当たり100株とする。

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「2 新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記「4 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「4 新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ロ.従業員新株予約権

2022年2月14日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第4回新株予約権

	事業年度末現在 (2026年2月28日)	提出日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数(個)	573(注)1	551(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,300(注)1	55,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,961(注)2	2,961(注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年2月15日 至 2027年2月14日	自 2024年2月15日 至 2027年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,961(注)3	発行価格 2,961(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式合併を行う場合は、次の算式により付与株式を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・合併の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2 行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 ÷ 分割又は合併の比率)

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たりの払込金額 ÷ 1株当たりの時価) ÷ (既発行株式数 + 新規発行株式数)

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

また、当該株式発行により増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

新株予約権者は、行使期間内において、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記表内の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、当該行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記（注）4に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

b. 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

- 二 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2024年10月15日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第5回新株予約権

	事業年度末現在 (2026年2月28日)	提出日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数(個)	775(注)1	771(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,500(注)1	77,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,225(注)2	4,225(注)2
新株予約権の行使期間	自 2026年10月16日 至 2029年10月15日	自 2026年10月16日 至 2029年10月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,225(注)3	発行価格 4,225(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式合併を行う場合は、次の算式により付与株式を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・合併の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会議決により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

- 2 行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 ÷ 分割又は合併の比率)

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たりの払込金額 ÷ 1株当たりの時価) ÷ (既発行株式数 + 新規発行株式数)

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

また、当該株式発行により増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

新株予約権者は、行使期間内において、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記表内の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、当該行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記（注）4に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

b. 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年3月1日～ 2024年2月29日 (注)1	7,500	21,431,400	13	5,444	13	5,387
2024年3月1日～ 2025年2月28日 (注)1	26,700	21,458,100	47	5,491	47	5,434
2025年3月1日～ 2025年6月27日 (注)1	2,000	21,460,100	3	5,495	3	5,438
2025年6月27日 (注)2	5,600	21,465,700		5,495		5,438
2025年6月28日～ 2026年2月19日 (注)1	19,700	21,485,400	35	5,530	35	5,473
2026年2月28日 (注)3		21,485,400	9	5,540	9	5,483

(注)1 第4回新株予約権の行使による増加であります。

(注)2 当社の取締役8名に対する譲渡制限付株式報酬としての募集株式の発行によるものです。

発行形態 第三者割当（会社法第202条の2に基づく無償交付）

発行価格 1株につき4,720円（当該株式の発行に係る当社普通株式の公正な評価額）

資本組入額 1株につき2,360円（当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間が属する各事業年度の末日に、会社計算規則の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額を資本に組み入れるため、募集株式の発行日において資本への組入れはありません）

(注)3 取締役の報酬等として無償交付された譲渡制限付株式報酬における役務提供による増加によるものです。

(注)4 2026年3月1日から2026年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,200株、資本金が3百万円及び資本準備金が3百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	17	22	108	138	4	5,061	5,350	
所有株式数(単元)	0	24,390	3,592	81,299	31,626	40	73,845	214,792	6,200
所有株式数の割合(%)	0	11.36	1.67	37.85	14.74	0.02	34.38	100.00	

(注) 1 自己株139,318株は、「個人その他」に1,393単元、「単元未満株式の状況」に18株含まれております。

2 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構(失念株管理口)名義の株式が、11単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サンローズ	広島県福山市加茂町字北山230	4,866,900	22.8
佐藤利行	広島県福山市	2,488,810	11.7
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1	1,822,900	8.5
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	986,979	4.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	891,900	4.2
ハローズ従業員持株会	広島県福山市南蔵王町6丁目26-7	789,895	3.7
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	602,100	2.8
佐藤太志	広島県福山市	400,800	1.9
公益財団法人ハローズ財団	岡山県都窪郡早島町早島3262-2	384,000	1.8
株式会社さんみらーず	広島県福山市春日町2丁目11-32	280,000	1.3
計		13,514,284	63.3

(注) 2026年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)が2026年2月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート 245(245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA)	2,147,473	10.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 139,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,339,900	213,399	
単元未満株式	普通株式 6,200		
発行済株式総数	21,485,400		
総株主の議決権		213,399	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権11個)含まれております。

2 「単元未満株式」の「株式数」の欄には、自己株式18株を含んでおります。

【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町 6丁目26-7	139,300	-	139,300	0.65
計		139,300	-	139,300	0.65

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2025年6月26日)での決議状況 (取得期間2025年6月27日)	75,000	359
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	75,000	359
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	8,000	20		
保有自己株式数	139,318		139,318	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年5月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使及び単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元については、経営の最重要課題の一つとして位置づけており、主に出店等の設備投資など、経営基盤の確立に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。また、配当性向におきましては、2030年2月期末20%を目標とし、段階的に増加させる方針でございます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回としております。配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、中間配当は普通配当1株当たり34円、期末配当は普通配当34円に好業績による普通配当2円を加え1株当たり36円とし、年間1株当たり70円を決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は16.6%となりました。

また、内部留保資金につきましては、新店舗の建設や既存店舗の改装等、設備投資資金に充当し、なお一層の業容拡大を図る所存であります。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2025年9月26日 取締役会決議	725	34
2026年4月10日 取締役会決議	768	36

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念の一つである「地域社会の生活文化向上に貢献する」に基づき、良き企業市民として社会に貢献するため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要課題であると考えております。当社は、独立役員制度及び監査等委員会設置会社制度を採用しており、取締役会と監査等委員会により、取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。企業経営の透明性、公正性を高め、株主その他のステークホルダーの皆様のために企業価値の向上を進めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、企業統治の体制として、監査等委員会設置会社制度を採用しております。会社法制は勿論のこと、各種法令・ルール・社会規範を遵守し、透明でかつ公正な事業の遂行をすることにより、企業の安定性確保や社会環境に適合するなど企業の社会的責任（CSR）を広く果たし、お客様や地域社会に貢献することができる企業を目指して経営を行ってまいります。有価証券報告書提出日現在（2026年5月25日）における役員は取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）の体制となっており、社外取締役6名は、独立役員として東京証券取引所に届出をしております。社外取締役には、当社の業務執行に関し、適法性・妥当性確保の観点から専門家を選任しております。

ア．取締役会

取締役会は、代表取締役社長の佐藤利行を議長とし、取締役副社長の佐藤太志、専務取締役の花岡秀典及び高橋正名、常務取締役の末光憲司及び佐藤新三、取締役の砂田健二、大原崇典及び上原瑞江、社外取締役の藤井義則及び池田千明、常勤社外監査等委員の尾崎和正、社外監査等委員の岡本均、杉山慎策及び富山栄子で構成しております。

月1回以上開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督しております。日常業務の遂行につきましては、主要職位へ取締役を配置し、必要な権限を委譲して業務推進体制を構築しております。また、監査等委員は、それぞれの豊富な経験と高い見識に基づいた提言や意思表明を行っております。なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、専門家の立場より内部統制及び法令遵守の強化のみならず、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応に資する発言を行っております。

イ．監査等委員会

監査等委員会は、社外監査等委員の岡本均を議長とし、常勤社外監査等委員の尾崎和正、社外監査等委員の杉山慎策及び富山栄子で構成し、月1回以上開催しております。各監査等委員は、監査計画に基づき、取締役会、常勤取締役会、経営戦略会議、内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及びサステナビリティ委員会等の重要な会議に出席し、取締役からの聴取及び店舗監査等の監査を行っております。

ウ．指名報酬委員会

指名報酬委員会は、代表取締役社長の佐藤利行を委員長とし、取締役の砂田健二、社外取締役の藤井義則及び池田千明、常勤社外監査等委員の尾崎和正で構成し、適宜開催しております。取締役会の諮問を受け、取締役の指名及び監査等委員以外の取締役の報酬等の決定に関し審議を行い、その結果を取締役に答申しております。

エ．常勤取締役会

常勤取締役会は、代表取締役社長の佐藤利行を議長とし、取締役副社長の佐藤太志、専務取締役の花岡秀典及び高橋正名、常務取締役の末光憲司及び佐藤新三、取締役の砂田健二及び大原崇典、常勤社外監査等委員の尾崎和正で構成しております。取締役会から委任された範囲内での経営に関する重要事項を協議及び決定しております。

e. 経営戦略会議

経営戦略会議は、取締役副社長の佐藤太志を議長とし、代表取締役社長の佐藤利行、専務取締役の花岡秀典及び高橋正名、常務取締役の末光憲司及び佐藤新三、取締役の砂田健二及び大原崇典、常勤社外監査等委員の尾崎和正、その他執行役員及び議長が指名する部室長等で構成し、週1回開催しております。経営及び業務運営に関する重要執行方針を協議することとし、経営の透明性及び迅速性を確保しております。

f. 内部統制委員会

内部統制委員会は、代表取締役社長の佐藤利行を委員長とし、取締役副社長の佐藤太志、専務取締役の花岡秀典及び高橋正名、常務取締役の末光憲司及び佐藤新三、取締役の砂田健二、大原崇典及び上原瑞江、社外取締役の藤井義則及び池田千明、常勤社外監査等委員の尾崎和正、社外監査等委員の岡本均、杉山愼策及び富山栄子、その他委員長が指名する部室長等で構成しております。年2回開催し、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及びサステナビリティ委員会を統括し、さらに、全社的な危機管理に備えるためリスクの評価を行っております。

g. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役社長の佐藤利行を委員長とし、専務取締役の花岡秀典及び高橋正名、常務取締役の末光憲司及び佐藤新三、取締役の砂田健二及び大原崇典、常勤社外監査等委員の尾崎和正、その他委員長が指名する部室長等で構成し、年2回開催しております。リスク管理委員会では、全社的なリスク評価を行うとともに、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及びサステナビリティ委員会と連携し、リスク管理体制の整備、運用状況の確認等を行っております。

h. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長の佐藤利行を委員長とし、専務取締役の花岡秀典及び高橋正名、常務取締役の末光憲司及び佐藤新三、取締役の砂田健二及び大原崇典、常勤社外監査等委員の尾崎和正、その他委員長が指名する部室長等で構成し、月1回開催しております。当社におけるコンプライアンスに関する基本的な考え方を定め、コンプライアンス体制の構築・整備を図ることにより、業務の適切性及び経営の健全性を確保し、信用の維持・向上に資することを目的としております。全社的視点に立ち業務全般におけるコンプライアンス状況について審議・評価し、コンプライアンス体制の強化・充実はかっております。

i. 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ委員会は、代表取締役社長の佐藤利行を委員長とし、専務取締役の花岡秀典及び高橋正名、常務取締役の末光憲司及び佐藤新三、取締役の砂田健二及び大原崇典、常勤社外監査等委員の尾崎和正、その他委員長が指名する部室長等で構成し、その他委員長が指名する部室長等で構成し、月1回開催しております。情報セキュリティ委員会は、当社が所有する情報資産のセキュリティに関する体制整備を行っております。

j. サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、代表取締役社長の佐藤利行を委員長とし、専務取締役の花岡秀典及び高橋正名、常務取締役の末光憲司及び佐藤新三、取締役の砂田健二及び大原崇典、常勤社外監査等委員の尾崎和正、その他委員長が指名する部室長等で構成し、その他委員長が指名する部室長等で構成し、年2回開催しております。社会及び環境に関する課題解決のため、特に当社の事業領域に関連する課題への対応を協議しております。

k. 内部監査室

経営管理組織が有効かつ効率的に運営されているかを監督するために社長直轄の内部監査室を設けております。

l. 会計監査人

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

m. 顧問弁護士・税理士

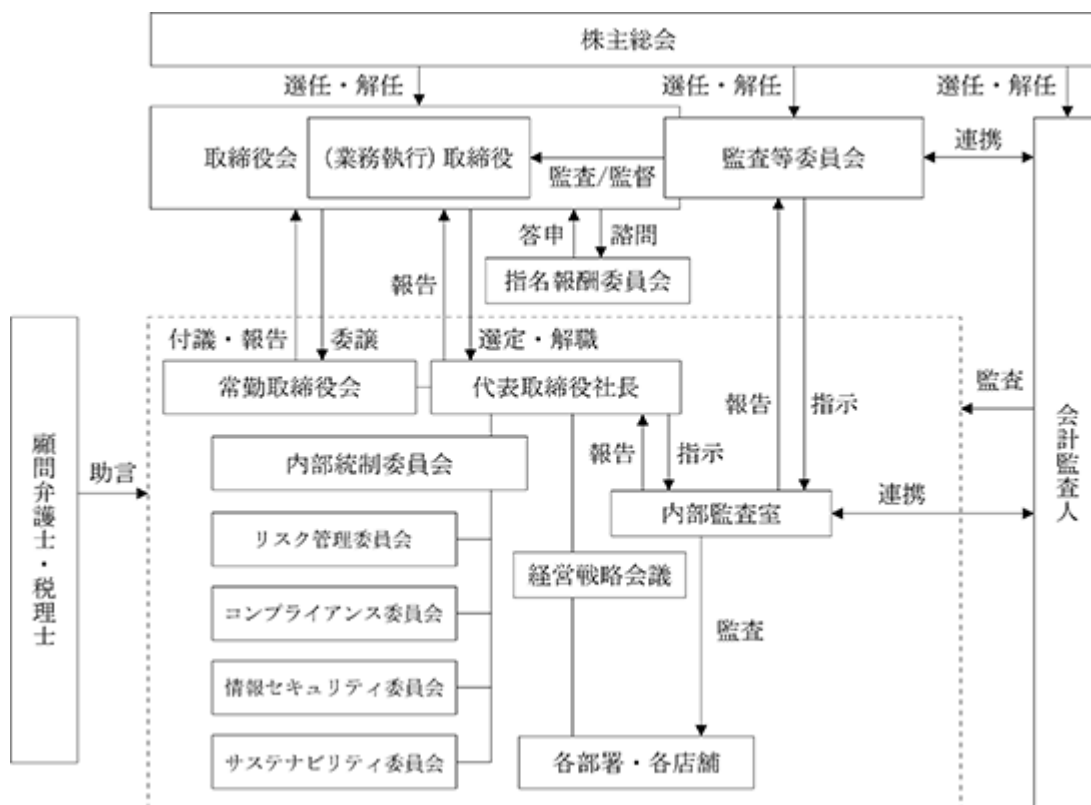
顧問弁護士・税理士につきましては、複数名と契約締結をしており、必要に応じて随時相談し、助言を受ける体制をとっております。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、2名の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び4名の監査等委員（うち4名は社外取締役）の選任、指名報酬委員会、常勤取締役会、経営戦略会議、内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及びサステナビリティ委員会等により、業務執行及び監視機能は、客観性及び中立性の確保などが十分に機能する企業統治体制が整っていると考えております。

ハ．コーポレート・ガバナンスの体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- a．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりません。監査等委員会から補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ決定することにします。
- b．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置した場合には、当該使用人の人事異動及び人事評価等の決定には、事前に監査等委員会の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。
- c．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査等委員会から要請があれば、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配員を検討します。
 - (b) 監査等委員会は、取締役が監査等委員会の意向に反する人事異動をしたり、独立性を侵害するような指示を職務補助者にした場合に、それらを取り消す権利を有します。
 - (c) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。
- d．取締役及び使用人が監査等委員会に報告する体制
 - (a) 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、その求めに応じ業務内容を報告する責務があります。取締役及び使用人は、これを拒むことはできません。
 - (b) 取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正行為及び重要な法令や定款違反行為を認められた場合は監査等委員会に報告します。
 - (c) 選定監査等委員は、取締役会、常勤取締役会、経営戦略会議及び課題確認会議等の主要な会議に出席し、各種の重要な情報を得るとともに、取締役や執行役員等から業務執行状況の報告を受けております。
 - (d) 内部通報制度の運用及び通報の内容を、担当者は定期的に監査等委員会に報告します。
- e．監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 内部統制に関する活動概要等を、監査等委員会に報告したことを理由に、その取締役及び使用人を不利な取扱いにした場合、不利な取扱いを行った取締役及び使用人は、懲罰の対象となります。
 - (b) 取締役及び使用人は、業務内容、業績及び重要書類の内容等を、監査等委員会に報告したことによって、他の取締役及び使用人から不利な取扱いを受けることはありません。
- f．監査等委員会の職務執行により生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - (a) 監査等委員会が必要と考える場合には、外部の専門家の助言を得る費用は会社が負担します。
 - (b) 監査等委員が判断して、その業務遂行上必要な社外研修会等の参加費用は、会社が負担します。
- g．その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員会は、取締役社長をはじめ、各取締役と定期的に面談し、情報の共有化をはかります。
 - (b) 監査等委員会は、会計監査人と定例の監査日に面談するとともに、定期的に情報交換する打合せ会を開催しております。
 - (c) 内部監査室は内部監査報告書を常勤監査等委員に報告する体制にしております。
 - (d) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。
- h．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録及び議事録、各取締役が「職務権限規程」、「稟議規程」に基づき決裁した文書等及び取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証と各規程等の改定、更新を行います。
- i．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 種々の損失の危険に際して、リスクの影響度の重要性和発生可能性の頻度に応じたリスクの評価を行い、効率的なリスク管理のもとに、損失の危険を最小限にするように取り組みます。
 - (b) 全社的なリスク管理に備えるため、「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」、「情報セキュリティ委員会」及び「サステナビリティ委員会」を統括する組織として「内部統制委員会」を設置し、定期的に全社的なリスクの評価を実施する体制とします。

- (c) 「リスク管理委員会」は、全社的なリスク等を想定し、対応策等を含めた「リスク管理規程」を制定するとともに、リスク管理に取り組みます。また、この「リスク管理委員会」は全社的な問題に取り組む組織体制にします。
 - (d) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社におけるコンプライアンスに関する基本的な考え方を定め、コンプライアンス態勢の構築・整備を図ることにより、業務の適切性及び経営の健全性を確保する体制にします。
 - (e) 「情報セキュリティポリシー」の下、「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティ体制を整備します。
 - (f) 「サステナビリティ方針」の下、「サステナビリティ委員会」を設置し、持続可能な企業成長を確保する体制を整備します。
- j. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 経営理念を機軸とする中期経営方針により策定された中期経営計画と年度毎の経営方針に基づき各部門毎に行方方針書を作成するとともに、従業員及びお取引先様への方針発表会等により、経営目標を周知しております。また、当初目標の進捗状況は、取締役、常勤監査等委員、執行役員、部長及び地区長等で構成された課題確認会議において、週次での検証を行っております。
 - (b) 「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、取締役等の職務権限と責任範囲を定めて、取締役が効率的に職務執行を行える体制を確保しております。
 - (c) 経営上の重要事項につきましては、常勤取締役及び経営戦略会議で協議検討するとともに、「取締役会規程」により定められている決議事項及び付議事項に該当する事項については、取締役会に付議することを遵守するとともに、全役員に議題に関する資料を事前に配布する体制にします。
- k. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 社訓、経営理念、幹部憲章及び店長憲章等の行動指針に基づき、取締役及び使用人が法令、定款及び各種規程並びに社会規範を遵守する経営体制を確立します。
 - (b) 内部監査部門である内部監査室は、事業全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査等を実施することにより、法令、定款及び社内規程並びに社会規範の遵守を確保します。
 - (c) 内部監査室は監査結果を取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、取締役に周知する体制とします。
 - (d) 監査等委員会は、内部統制システムを利用した組織的な監査を行うこととします。内部統制システムが適切に構築・運用されているか、内部監査室から報告を受け、必要に応じ、内部監査室に対し具体的な指示を出すことにより監査を行います。
 - (e) 選定監査等委員は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、会計監査人と連携して、取締役及び使用人の職務執行の監査を行います。
 - (f) 財務報告に係る適正性確保のため、リスク管理委員会の下部組織として「J-SOX法対応委員会」を設置し、重要な業務プロセスにおいてのリスクコントロールの整備をする体制とします。
 - (g) 反社会的勢力との関係を持たず、不当な要求等を一切拒絶し、毅然とした態度で対応します。
- l. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は、子会社の担当部署を置き、管理することで、子会社の業務の適正を確保する体制としております。
 - (b) 子会社の取締役の職務執行を含む重要事項については、当社の取締役会へ子会社担当取締役より定期的に報告する体制としております。
 - (c) 定期的な当社の取締役会への報告を受け協議し、子会社の損失の危険の管理を子会社担当部署が行っております。
 - (d) 子会社の業務執行状況等は、適宜、取締役会及び常勤取締役会で、子会社の取締役又は子会社担当取締役より、報告しております。更に、それら会議体で、当社の取締役及び経営陣幹部と子会社の取締役が、情報交換及び関連業務について協議することで、それぞれの業務の効率化に努めております。
 - (e) 子会社の一部取締役に当社の取締役及び経営陣幹部が就任し、当社の損失の危険の管理及びコンプライアンス等に関する考え方を共有することで、業務の適正を確保する体制としております。

ロ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a．社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等とは一切の関係を持たず、それら勢力からの不当な要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応するものとします。
- b．基本的な考え方に基づき「行動規範」「行動指針」を定め、社内に周知を図ることとしています。

ハ．責任限定契約

当社は、藤井義則氏、池田千明氏、尾崎和正氏、岡本均氏、杉山慎策氏及び富山栄子氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

ニ．取締役に関する事項

a．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）は15名以内とし、監査等委員である取締役は3名以上とする旨を定款で定めております。

b．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

ホ．株主総会決議に関する事項

a．取締役会で決議できる株主総会決議事項

(a) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行することを目的に、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(b) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等を取締役会の決議により会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定できる旨を定款で定めております。

b．取締役会決議事項を株主総会では決議できない旨の定款の定め

該当事項はありません。

c．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回以上開催しております。具体的な検討内容は、代表取締役及び役付取締役の選定、重要な人事、会社組織の変更、決算の承認、内部統制システムの整備、中長期及び単年度の経営計画並びに売上利益計画、その他取締役会が重要と判断する事項等であります。個々の取締役の出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	出席状況（出席率）
代表取締役社長	佐藤 利行	17/17回（100%）
取締役副社長	佐藤 太志	17/17回（100%）
専務取締役	花岡 秀典	17/17回（100%）
専務取締役	高橋 正名	17/17回（100%）
常務取締役	末光 憲司	17/17回（100%）
常務取締役	佐藤 新三	17/17回（100%）
取締役	砂田 健二	17/17回（100%）
取締役	大原 崇典	17/17回（100%）
取締役	上原 瑞江	13/13回（100%）
取締役（社外）	藤井 義則	17/17回（100%）
取締役（社外）	池田 千明	17/17回（100%）
常勤監査等委員（社外）	尾崎 和正	17/17回（100%）
監査等委員（社外）	岡本 均	17/17回（100%）
監査等委員（社外）	杉山 慎策	13/13回（100%）
監査等委員（社外）	富山 栄子	13/13回（100%）
取締役	小塩 登美子	4 / 4 回（100%）
常勤監査等委員	小田 俊二	4 / 4 回（100%）

- （注）1 上原瑞江氏は、2025年5月29日をもって取締役に就任しております。
2 杉山慎策氏及び富山栄子氏は、2025年5月29日をもって監査等委員に就任しております。
3 小塩登美子氏は、任期満了により、2025年5月29日をもって取締役を退任しております。
4 小田俊二氏は、任期満了により、2025年5月29日をもって監査等委員を退任しております。

指名報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名報酬委員会を年3回開催しております。具体的な検討内容は、取締役候補者の指名に関する事項、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項、CEO後継者計画及びその他指名報酬委員会が重要と判断する事項等であります。個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席状況（出席率）
代表取締役社長	佐藤 利行	3 / 3 回（100%）
取締役	砂田 健二	1 / 1 回（100%）
取締役（社外）	藤井 義則	3 / 3 回（100%）
取締役（社外）	池田 千明	3 / 3 回（100%）
常勤監査等委員（社外）	尾崎 和正	3 / 3 回（100%）
取締役	小塩 登美子	2 / 2 回（100%）

- （注）1 砂田健二氏は、2025年5月29日をもって指名報酬委員に就任しております。
2 小塩登美子氏は、任期満了により、2025年5月29日をもって取締役を退任しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a.2026年5月25日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性12名 女性3名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	佐藤利行	1949年1月27日	1971年10月 当社入社 1991年7月 当社代表取締役社長(現任) 2012年10月 一般財団法人ハローズ財団(現公益財団法人ハローズ財団)理事長(現任) 2016年9月 株式会社西条プラザ代表取締役社長(現任) 2020年12月 当社指名報酬委員(現任) 2022年12月 株式会社サンローズ代表取締役(現任) 2022年12月 株式会社サンローズ興産代表取締役(現任)	(注)3	2,488,810
取締役副社長 営業担当 兼開発部管掌	佐藤太志	1952年9月2日	1975年9月 当社入社 1990年6月 事業管理部長 1995年7月 当社取締役商品部長 1999年7月 常務取締役商品本部長 2009年5月 取締役副社長 2011年5月 取締役副社長管理本部長 2019年9月 取締役副社長営業担当兼経営企画室管掌 2022年5月 取締役副社長営業担当兼経営企画室管掌兼開発部管掌 2023年5月 取締役副社長営業担当兼開発部管掌兼コーポレートブランディング担当 2023年6月 株式会社さんミラーズ代表取締役(現任) 2025年5月 取締役副社長営業担当兼開発部管掌(現任)	(注)3	400,800
専務取締役 管理本部長 兼総務部長 兼BCP担当	花岡秀典	1956年7月2日	1979年4月 岡野食品産業株式会社入社 1981年2月 当社入社 2001年9月 店舗運営部部長 2002年6月 執行役員店舗運営部部長 2009年5月 取締役商品本部長兼商品部長 2014年4月 常務取締役商品ライン本部副本部長兼生鮮統括部長 2019年9月 常務取締役管理本部長兼総務部長 2021年5月 専務取締役管理本部長兼総務部長 2023年7月 株式会社サンボリス代表取締役(現任) 2024年4月 専務取締役管理本部長兼BCP担当 2026年1月 専務取締役管理本部長兼総務部長兼BCP担当(現任)	(注)3	10,700
専務取締役 商品ライン本部長 兼商品統括部長 兼販売企画部管掌	高橋正名	1959年3月14日	1981年3月 当社入社 1998年11月 商品部部長 2002年6月 執行役員商品部部長 2009年5月 取締役物流企画部長 2014年4月 常務取締役商品ライン本部副本部長兼ドライ統括部長 業務システム部管掌 2019年3月 常務取締役商品ライン本部副本部長兼商品統括部長 業務システム部管掌 2021年5月 専務取締役商品ライン本部長兼商品統括部長兼販売企画部管掌(現任)	(注)3	45,700
常務取締役 店舗運営ライン本部長 兼店舗業務支援室長	末光憲司	1961年8月28日	1984年3月 当社入社 2007年11月 店舗運営本部店舗運営部長 2011年5月 取締役店舗運営部長 2013年6月 取締役店舗運営ライン本部副本部長兼四国地区長 2021年5月 常務取締役店舗運営ライン本部長兼店舗業務支援室長兼岡山地区長 2022年5月 常務取締役店舗運営ライン本部長兼店舗業務支援室長(現任)	(注)3	10,000
常務取締役 商品ライン本部副本部長 兼商品企画部長	佐藤新三	1979年3月23日	2011年4月 当社入社 2021年5月 執行役員店舗運営ライン本部副本部長兼倉敷地区長 2023年2月 執行役員商品ライン本部副本部長兼商品企画部長 2023年5月 取締役商品ライン本部副本部長兼商品企画部長 2024年6月 株式会社藤屋代表取締役社長(現任) 2025年5月 常務取締役商品ライン本部副本部長兼商品企画部長(現任)	(注)3	211,700

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 管理本部副本部長 兼人事教育部長	砂 田 健 二	1972年 1 月 1 日	1996年 4 月 2014年 4 月 2016年 3 月 2021年 5 月 2025年 5 月 2025年 5 月 当社入社 管理本部人事教育部長 執行役員管理本部人事教育部長 取締役管理本部人事教育部長 取締役管理本部副本部長兼人事教育部長 (現任) 当社指名報酬委員(現任)	(注) 3	20,100
取締役 総合企画室長	大 原 崇 典	1974年 3 月 8 日	1999年 4 月 2019年 9 月 2021年 5 月 2023年 5 月 当社入社 経営企画室長 執行役員経営企画室長 取締役総合企画室長(現任)	(注) 3	12,200
取締役(非常勤) コーポレート ブランディング担当	上 原 瑞 江	1974年12月22日	2001年 1 月 2022年11月 2025年 5 月 株式会社トレンド・プロ入社 株式会社トレンド・プロ プロジェクトディレクター(現任) 当社取締役コーポレートブランディング 担当(現任)	(注) 3	-
取締役	藤 井 義 則	1970年10月 2 日	1994年10月 1998年 4 月 2006年 7 月 2008年 7 月 2011年 4 月 2012年10月 2015年 5 月 2020年12月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法 人)広島事務所入所 公認会計士登録 公認会計士藤井義則事務所開設(現ビズリ ンク公認会計士共同事務所)(現任) ビズリンク・アドバイザリー株式会社 代表取締役(現任) 税理士法人いぶき設立 代表社員(現任) 公益財団法人ハローズ財団監事(現任) 当社取締役(現任) 当社指名報酬委員(現任)	(注) 3	-
取締役	池 田 千 明	1978年 7 月26日	2006年 4 月 2007年10月 2015年 5 月 2020年12月 2022年12月 最高裁判所司法修習生 弁護士登録(岡山弁護士会、板野法律事 務所入所)(現任) 当社取締役(現任) 当社指名報酬委員(現任) HINODE&SONS株式会社社外取締役(現任)	(注) 3	-
取締役 監査等委員 (常勤)	尾 崎 和 正	1958年 1 月 5 日	2006年 7 月 2008年 7 月 2010年 7 月 2015年 6 月 2019年 9 月 2021年 5 月 2022年 2 月 金融庁検査局総務課金融証券検査官 財務省中国財務局理財部金融監督第二課長 財務省中国財務局総務部人事課長 株式会社トマト銀行常勤監査役 トマトビジネス株式会社取締役社長 当社取締役(監査等委員)(現任) 当社指名報酬委員(現任)	(注) 4	-
取締役 監査等委員	岡 本 均	1956年 2 月13日	2012年 2 月 2013年 5 月 2021年 5 月 株式会社トマト銀行理事総務部長 当社監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	2,000
取締役 監査等委員	杉 山 慎 策	1949年 1 月18日	1971年 4 月 1973年 4 月 1995年 4 月 1999年 3 月 2001年 1 月 2001年 8 月 2005年 1 月 2006年 4 月 2011年 4 月 2012年11月 2013年 4 月 2013年10月 2014年 4 月 2014年11月 2015年 4 月 2019年 4 月 2019年11月 2020年 4 月 2020年 4 月 2020年 5 月 2022年 1 月 2023年10月 2024年 6 月 2024年11月 2025年 5 月 2025年10月 国立岡山大学法文学部副手 株式会社資生堂入社 株式会社日本リーバ理事 マテルジャパン代表取締役社長 日本ロリアル株式会社取締役副社長 株式会社イーアイエス監査役(現任) 国立大学法人東京海洋大学客員教授 立命館大学大学院経営管理研究科教授 国立大学法人岡山大学キャリア開発セン ター教授 株式会社WATER取締役(現任) 就実大学人文科学部教授 公益財団法人中島記念財団理事(現任) 就実大学経営学部学部長兼教授 岡山市基本政策審議会審議委員 就実大学・就実短期大学副学長 就実大学名誉教授 中国学園大学・中国短期大学理事・副学長 中国学園大学国際教養学部学部長 岡山県立大学大学院非常勤講師(現任) 特定非営利活動法人こくさいこども フォーラム岡山理事(現任) 岡山市民文化大学学長(現任) 岡山県中小企業振興審議会審議委員副会 長(現任) 一般財団法人岡山県国際交流協会理事 (現任) 岡山市基本政策審議会審議委員副会長 (現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) 加茂繊維株式会社顧問(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	富山 栄子	1963年10月31日	2010年4月	学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学（現 開志創造大学）事業創造研究科教授（現任）	(注) 4	-
			2014年4月	学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学（現 開志創造大学）地域・国際担当副学長		
			2018年6月	日本精機株式会社社外取締役		
			2019年6月	日本精機株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）		
			2025年4月	学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学（現 開志創造大学）副学長、（地域・産官学連携担当、国際担当）		
			2025年5月 2026年4月	当社取締役（監査等委員）（現任） 学校法人新潟総合学園開志創造大学（旧 事業創造大学院大学）副学長（国際担当、産官学連携担当）、大学院教授（現任）		
計						3,202,010

- (注) 1 取締役 藤井義則及び池田千明の2名は、社外取締役であります。
- 2 取締役（監査等委員） 尾崎和正、岡本均、杉山慎策及び富山栄子の4名は、社外取締役であります。
- 3 取締役の任期は、2025年2月期に係る定時株主総会終結の時から2026年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 取締役（監査等委員）の任期は、2025年2月期に係る定時株主総会終結の時から2027年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 取締役副社長 佐藤太志は、代表取締役社長 佐藤利行の弟であります。
- 6 専務取締役 花岡秀典は、代表取締役社長 佐藤利行及び取締役副社長 佐藤太志の義弟であります。
- 7 常務取締役 佐藤新三は、取締役副社長 佐藤太志の長男であります。
- 8 取締役（非常勤） 上原瑞江は、代表取締役社長 佐藤利行の長女であります。

b.2026年5月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性12名 女性3名（役員のうち女性の比率20.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	佐藤 利行	1949年1月27日	1971年10月 1991年7月 2012年10月 2016年9月 2020年12月 2022年12月 2022年12月	当社入社 当社代表取締役社長（現任） 一般財団法人ハローズ財団（現公益財団法人ハローズ財団）理事長（現任） 株式会社西条プラザ代表取締役社長（現任） 当社指名報酬委員（現任） 株式会社サンローズ代表取締役（現任） 株式会社サンローズ興産代表取締役（現任）	(注) 3	2,488,810
取締役副社長 営業担当 兼開発部管掌	佐藤 太志	1952年9月2日	1975年9月 1990年6月 1995年7月 1999年7月 2009年5月 2011年5月 2019年9月 2022年5月 2023年5月 2023年6月 2025年5月	当社入社 事業管理部長 当社取締役商品部長 常務取締役商品本部長 取締役副社長 取締役副社長管理本部長 取締役副社長営業担当兼経営企画室管掌 取締役副社長営業担当兼経営企画室管掌兼開発部管掌 取締役副社長営業担当兼開発部管掌兼コーポレートブランディング担当 株式会社さんミラーズ代表取締役（現任） 取締役副社長営業担当兼開発部管掌（現任）	(注) 3	400,800

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
専務取締役 管理本部長 兼総務部長 兼BCP担当	花岡 秀典	1956年7月2日	1979年4月 1981年2月 2001年9月 2002年6月 2009年5月 2014年4月 2019年9月 2021年5月 2023年7月 2024年4月 2026年1月	岡野食品産業株式会社入社 当社入社 店舗運営部部長 執行役員店舗運営部部長 取締役商品本部長兼商品部長 常務取締役商品ライン本部副本部長 兼生鮮統括部長 常務取締役管理本部長兼総務部長 専務取締役管理本部長兼総務部長 株式会社サンボラリス代表取締役(現任) 専務取締役管理本部長兼BCP担当 専務取締役管理本部長兼総務部長 兼BCP担当(現任)	(注)3	10,700
専務取締役 商品ライン本部長 兼商品統括部長 兼販売企画部管掌	高橋 正名	1959年3月14日	1981年3月 1998年11月 2002年6月 2009年5月 2014年4月 2019年3月 2021年5月	当社入社 商品部部長 執行役員商品部部長 取締役物流企画部長 常務取締役商品ライン本部副本部長 兼ドライ統括部長 業務システム部管掌 常務取締役商品ライン本部副本部長 兼商品統括部長 業務システム部管掌 専務取締役商品ライン本部長 兼商品統括部長兼販売企画部管掌 (現任)	(注)3	45,700
常務取締役 店舗運営ライン本部長 兼店舗業務支援室長	末光 憲司	1961年8月28日	1984年3月 2007年11月 2011年5月 2013年6月 2021年5月 2022年5月	当社入社 店舗運営本部店舗運営部長 取締役店舗運営部長 取締役店舗運営ライン本部副本部長 兼四国地区長 常務取締役店舗運営ライン本部長 兼店舗業務支援室長兼岡山地区長 常務取締役店舗運営ライン本部長 兼店舗業務支援室長(現任)	(注)3	10,000
常務取締役 商品ライン本部副本部長 兼商品企画部長	佐藤 新三	1979年3月23日	2011年4月 2021年5月 2023年2月 2023年5月 2024年6月 2025年5月	当社入社 執行役員店舗運営ライン本部副本部長兼 倉敷地区長 執行役員商品ライン本部副本部長兼商品 企画部長 取締役商品ライン本部副本部長兼商品企 画部長 株式会社藤屋代表取締役社長(現任) 常務取締役商品ライン本部副本部長 兼商品企画部長(現任)	(注)3	211,700
取締役 管理本部副本部長 兼人事教育部長	砂田 健二	1972年1月1日	1996年4月 2014年4月 2016年3月 2021年5月 2025年5月 2025年5月	当社入社 管理本部人事教育部長 執行役員管理本部人事教育部長 取締役管理本部人事教育部長 取締役管理本部副本部長兼人事教育部長 (現任) 当社指名報酬委員(現任)	(注)3	20,100
取締役 総合企画室長	大原 崇典	1974年3月8日	1999年4月 2019年9月 2021年5月 2023年5月	当社入社 経営企画室長 執行役員経営企画室長 取締役総合企画室長(現任)	(注)3	12,200
取締役(非常勤) コーポレート ブランディング担当	上原 瑞江	1974年12月22日	2001年1月 2022年11月 2025年5月	株式会社トレンド・プロ入社 株式会社トレンド・プロ プロジェクトディレクター(現任) 当社取締役コーポレートブランディング 担当(現任)	(注)3	-
取締役	藤井 義則	1970年10月2日	1994年10月 1998年4月 2006年7月 2008年7月 2011年4月 2012年10月 2015年5月 2020年12月	朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法 人)広島事務所入所 公認会計士登録 公認会計士藤井義則事務所開設(現ビズリ ンク公認会計士共同事務所)(現任) ビズリンク・アドバイザー株式会社 代表取締役(現任) 税理士法人いぶき設立 代表社員(現任) 公益財団法人ハローズ財団監事(現任) 当社取締役(現任) 当社指名報酬委員(現任)	(注)3	-
取締役	池田 千明	1978年7月26日	2006年4月 2007年10月 2015年5月 2020年12月 2022年12月	最高裁判所司法修習生 弁護士登録(岡山弁護士会、板野法律事 務所入所)(現任) 当社取締役(現任) 当社指名報酬委員(現任) HINODE&SONS株式会社社外取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員 (常勤)	尾崎 和正	1958年1月5日	2006年7月 2008年7月 2010年7月 2015年6月 2019年9月 2021年5月 2022年2月	金融庁検査局総務課金融証券検査官 財務省中国財務局理財部金融監督第二課長 財務省中国財務局総務部人事課長 株式会社トマト銀行常勤監査役 トマトビジネス株式会社取締役社長 当社取締役(監査等委員)(現任) 当社指名報酬委員(現任)	(注)4	-
取締役 監査等委員	岡本 均	1956年2月13日	2012年2月 2013年5月 2021年5月	株式会社トマト銀行理事総務部長 当社監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	2,000
取締役 監査等委員	杉山 慎策	1949年1月18日	1971年4月 1973年4月 1995年4月 1999年3月 2001年1月 2001年8月 2005年1月 2006年4月 2011年4月 2012年11月 2013年4月 2013年10月 2014年4月 2014年11月 2015年4月 2019年4月 2019年11月 2020年4月 2020年4月 2020年5月 2022年1月 2023年10月 2024年6月 2024年11月 2025年5月 2025年10月	国立岡山大学法文学部副手 株式会社資生堂入社 株式会社日本リーバ理事 マテルジャパン代表取締役社長 日本ロレアル株式会社取締役副社長 株式会社イーアイエス監査役(現任) 国立大学法人東京海洋大学客員教授 立命館大学大学院経営管理研究科教授 国立大学法人岡山大学キャリア開発セン ター教授 株式会社WATER取締役(現任) 就実大学人文科学部教授 公益財団法人中島記念財団理事(現任) 就実大学経営学部学部長兼教授 岡山市基本政策審議会審議委員 就実大学・就実短期大学副学長 就実大学名誉教授 中国学園大学・中国短期大学理事・副学長 中国学園大学国際教養学部学部長 岡山県立大学大学院非常勤講師(現任) 特定非営利活動法人こくさいこども フォーラム岡山理事(現任) 岡山市民文化大学学長(現任) 岡山県中小企業振興審議会審議委員副会 長(現任) 一般財団法人岡山県国際交流協会理事 (現任) 岡山市基本政策審議会審議委員副会 長(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) 加茂繊維株式会社顧問(現任)	(注)4	-
取締役 監査等委員	富山 栄子	1963年10月31日	2010年4月 2014年4月 2018年6月 2019年6月 2025年4月 2025年5月 2026年4月 2026年5月	学校法人新潟総合学園事業創造大学院大 学(現 開志創造大学)事業創造研究科教 授(現任) 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大 学(現 開志創造大学)地域・国際担当副 学長 日本精機株式会社社外取締役 日本精機株式会社社外取締役 (監査等委員)(現任) 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大 学(現 開志創造大学)副学長、(地域・ 産官学連携担当、国際担当) 当社取締役(監査等委員)(現任) 学校法人新潟総合学園開志創造大学 (旧 事業創造大学院大学)副学長(国 際担当、産官学連携担当)、大学院教授 (現任) 株式会社ツインバード社外取締役 (監査等委員)(予定)	(注)4	-
計						3,202,010

- (注) 1 取締役 藤井義則及び池田千明の2名は、社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員) 尾崎和正、岡本均、杉山慎策及び富山栄子の4名は、社外取締役であります。
- 3 取締役の任期は、2026年2月期に係る定時株主総会終結の時から2027年2月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
- 4 取締役(監査等委員)の任期は、2025年2月期に係る定時株主総会終結の時から2027年2月期に係る定時株主
総会終結の時までであります。
- 5 取締役副社長 佐藤太志は、代表取締役社長 佐藤利行の弟であります。
- 6 専務取締役 花岡秀典は、代表取締役社長 佐藤利行及び取締役副社長 佐藤太志の義弟であります。
- 7 常務取締役 佐藤新三は、取締役副社長 佐藤太志の長男であります。
- 8 取締役(非常勤) 上原瑞江は、代表取締役社長 佐藤利行の長女であります。

社外役員の状況

イ. 社外取締役及び社外監査等委員の員数

当社は、外部視点からの取締役の業務執行に対する監視強化のため、社外取締役2名を選任しております。

また、経営に対して客観的、中立的な監視機能が十分に確保できる体制確保のため、社外監査等委員4名を選任しております。

ロ．社外取締役及び社外監査等委員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査等委員の独立性に関する基準を定め、特別な利害関係のない候補者を選任しております。当社の社外取締役及び社外監査等委員の独立性は下記のいずれにも該当しないことを基準に判断しております。

- a. 当社の業務執行者である者、もしくはその就任の前10年間に当社の業務執行者であった者、又はそれらの者の配偶者もしくは二親等内の親族である者
- b. 現在、又は過去3年間に於いて、以下のいずれかに該当する者（個人、企業等の業務執行者に該当する者）
 - (a) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している株主
 - (b) 当社の主要な取引先
 - (c) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 - (d) 当社から多額の寄付を受けている非営利団体
 - (e) 当社の法定監査を行う会計監査人
 - (f) 当社の業務執行者が他の企業において社外役員についている場合の当該他の企業等の業務執行者
 - (g) 上記(a)から(f)のいずれかに掲げる者（重要でないものを除く。）の配偶者又は二親等内の親族である者
- c. その他独立社外取締役及び独立社外監査等委員としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有する者

八．個別説明

社外取締役の藤井義則氏は、公認会計士として培われた専門知識・経験等を活かし、社外取締役としての職務遂行をしていただけるものと考え、選任しております。同氏と当社との間には人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。同氏は過去に、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人へ勤務しておりましたが、2006年6月に退職しております。また、2015年4月まで、当社と同氏が代表者である公認会計士藤井義則事務所との間に取引関係がありましたが、その報酬は少額なものでありました。現在、当該事務所との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。これらにより、同氏の意味決定に重要な影響を及ぼすことはないことを認識しておりますので、証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役の池田千明氏は、弁護士として培われた専門知識・経験等を活かし、社外取締役としての職務遂行をしていただけるものと考え、選任しております。また、同氏と当社との間には人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、届け出ております。

社外監査等委員の尾崎和正氏は、金融庁及び金融機関で培われた幅広い見識並びに財務及び会計に相当程度の知見を有しており、社外監査等委員としての職務を遂行していただけるものと考え、選任しております。同氏は当社の取引先である株式会社トマト銀行の出身であります。同氏と当社との間に人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、当該銀行と当社との間に、人的関係及びその他の利害関係はなく、当社あるいは同氏の意味決定に重要な影響を及ぼすことはないことを認識しておりますので、証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、届け出ております。

社外監査等委員の岡本均氏は、金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識により、社外監査等委員としての職務を遂行していただけるものと考え、選任しております。同氏は当社の取引先である株式会社トマト銀行の出身であります。同氏と当社との間に人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、当該銀行と当社との間に、人的関係及びその他の利害関係はなく、当社あるいは同氏の意味決定に重要な影響を及ぼすことはないことを認識しておりますので、証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、届け出ております。

社外監査等委員の杉山慎策氏は、経営者及び学識者として培われた豊富な経験、幅広い見識により、社外監査等委員としての職務を遂行していただけるものと考え、選任しております。また、当社との間には人的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、届け出ております。

社外監査等委員の富山栄子氏は、長年の研究によって培われた経営・経済に関する専門的な知識、経験等に

より、社外監査等委員としての職務を遂行していただけるものと考え、選任しております。また、当社との間には人的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、届け出ております。

各社外取締役及び社外監査等委員の、当社株式の保有状況につきましては、「役員状況」に記載のとおりであります。

社外取締役又は社外監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携については、社外取締役が取締役会において自らの知見に基づき経営の監督を行うため、会社はそれぞれが相互連携を取ることができる体制を整備しております。

また、社外取締役による監督と内部統制部門との関係については、社外取締役が必要と判断した場合、内部統制委員会を通じて情報や資料の提出又は社外取締役の各会議への出席を行っております。

監査等委員と会計監査人とは定例の監査日に面談するとともに、定期的に情報交換する打合せ会を開催しております。また、会計監査人から決算の監査概要報告書を受領し、監査の概要及び監査結果についての報告を受けております。

監査等委員と内部監査室は、各々の監査計画に基づき、店舗等の業務監査を行っており、監査実施状況を相互に確認しております。

内部監査室と会計監査人は、連携をとりながら効率的な監査を実施しております。更に内部監査室、監査等委員及び会計監査人で、決算の棚卸監査を行うとともに、随時打合せ会を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

イ．監査等委員会の構成及び開催状況

監査等委員会は、4名の監査等委員である社外取締役（うち常勤取締役1名）で構成しております。このうち、1名は金融庁及び金融機関、1名は金融機関で培われた幅広い見識を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、1名は経営者及び学識者、1名は学識者として、長年の経験を通して培われた幅広い見識を有しております。

当事業年度における監査等委員会の開催状況並びに監査等委員の出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査等委員	尾崎 和正	13/13回（100%）
	小田 俊二	3 / 3 回（100%）
監査等委員	岡本 均	13/13回（100%）
	杉山 慎策	10/10回（100%）
	富山 栄子	10/10回（100%）

（注）小田俊二氏は、2025年5月29日をもって常勤監査等委員を退任しております。

監査等委員会の主な検討事項は以下のとおりであります。

監査方針・監査計画・業務分担の策定、選定監査等委員の職務執行状況の共有、監査内容の検討と監査報告書の作成、取締役の職務執行状況の監査、内部統制システム監査、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名・報酬に関する意見形成、会計監査人の選解任の決定、会計監査人の報酬に関する同意決議等

ロ．監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、原則月1回開催する監査等委員会において、上記検討事項について協議検討を行っております。また、内部統制システムを活用した監査監督体制を構築しており、内部監査部門から原則月1回報告を受けるとともに、各監査等委員は取締役会、常勤取締役会、経営戦略会議、内部統制委員会その他業務執行に関する重要な会議への出席や、営業店の往査や重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の法令・規程等の遵守状況の把握をするなど、有効な業務監査・会計監査に努めております。

なお、会計監査人から、その職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどにより、監査上の重点ポイントや会計上の課題が経営に与えるインパクトの有無及びその大きさ等に関する意見交換を行っております。

内部監査の状況

イ．内部監査の組織、人員及び手続

当社は、経営管理組織が有効かつ効率的に運営されているかを監督するために代表取締役社長及び監査等委員会の命を受けて監査を行う内部監査室を設けております。

内部監査室は4名で構成し、内部監査規程及び監査計画に基づき、店舗や本部各部署の法令規程等の遵守状況及び業務の有効性・効率性の内部監査を実施し、監査結果を社長及び監査等委員会へ報告しております。

ロ．内部監査、監査等委員監査及び会計監査の相互連携

内部監査室、監査等委員及び会計監査人は、三様監査の高度化に向けて毎年1回三者による意見交換会を実施し、課題の共有に努めているほか、会計監査人が行う棚卸監査の立会には内部監査室員や常勤監査等委員が同行するなど相互連携を深めております。

ハ．内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査室が実施する監査については、ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメント及びリスクベース監査の導入など、内部監査の高度化に努めております。また、常勤監査等委員は、内部監査室の店舗監査結果を分析し、本部各部門で対応が必要な事項については、会議等を通じて改善の取組を求めています。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、法定基準のほか、会計上の課題について随時確

認を行い、適正な処理を行い会計処理の適正性の確保に努めております。

イ．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ．継続監査期間

26年間

ハ．業務を執行した公認会計士

業務執行社員 鈴木 重久

業務執行社員 武士 雄太

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士12名、その他22名 合計34名

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の監査品質管理体制などについて検討を行うほか、日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果通知等を参考にしたうえで、会計監査人の再任が適当であると判断いたしました。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

なお、監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、会社法第344条第1項に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会付議議案を決定いたします。

ヘ．監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会の実務指針「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(2017年10月13日)に基づき、監査法人の品質管理、監査チームの独立性、監査等委員とのコミュニケーション、経営者との関係等の総合的見地から検討した結果、有限責任 あずさ監査法人の監査体制は適切であると判断いたしました。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	35		34	

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

ホ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等より年間計画の提示を受け、当社の規模・業務特性等の観点からその監査内容、監査日数等について勘案し、監査公認会計士等と協議の上決定することとしております。

また、その内容について監査等委員会の同意を得て取締役会で決定する手続を実施しております。

ヘ．監査等委員会による監査報酬の同意理由

監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容の妥当性、報酬見積りの算定根拠等を検証した結果、当該報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、会社の経営成績及び各取締役の職務の内容と業績を勘案し相当と思われる額としております。

当社の取締役報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議内容は、2021年5月27日に取締役（監査等委員である取締役を除く、10名。）の報酬限度額を年額300百万円以内とするものであります。当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型報酬に関する決議を2021年5月27日に行い、その内容は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く、8名。）に対して年額70百万円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものであります。また、上記、報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する業績連動型報酬に関する決議を2025年5月29日に行い、その内容は取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く、8名。）に対して、年額100百万円以内の範囲、且つ、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数を年50,000株以内で譲渡制限付株式を割り当てるものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（業績連動報酬を含む）又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、社外取締役を含む指名報酬委員会で検討した内容を取締役会において審議することとしております。

なお、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容につきましては、取締役会は、その内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額に関する方針は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、各監査等委員である取締役の職務の内容を勘案し相当と思われる額としております。

当社の監査等委員である取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議内容は、2021年5月27日に監査等委員である取締役（5名）の報酬限度額を年額50百万円以内とするものであります。各監査等委員である取締役の報酬については、上記報酬総額の限度内にて監査等委員の協議により決定することとしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されており、その支給割合は、ストックオプション報酬規程及び取締役の報酬に関する細則に定めており、今後も業績連動の割合については検討していく考えであります。

また、業績連動報酬に係る指標は、当社株式の株価であり、当該指標を選択した理由は、当社の主要な経営指標であるROE中長期的目標10%以上を営業収益5～10%の年間成長率で目指していくことにより企業価値の向上を果たし、その結果、株価に連動した中長期的な責任を明確にすることであり、当事業年度末の株価は4,905円、ROEは12.2%でありました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	212	164	47		47	10
監査等委員 (社外取締役を除く。)	4	4				1
社外役員	32	32				6

(注) 1. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の内訳は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額27百万円及び譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度中の費用計上額19百万円であり、

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のよう
に考えます。

純投資目的である投資株式は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的と
する株式を言い、それ以外の目的で保有する株式を純投資以外の目的である投資株式とします。

当社は、原則として純投資以外の目的である投資株式を保有しないことを基本方針としています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	3	1	3	1
非上場株式以外の株式	1	1	1	1

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	0		
非上場株式以外の株式	0		

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目
的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表の適正性を確保するため、監査法人との緊密な連携に加え、公益財団法人財務会計基準機構への加入、開示支援専門会社からの情報収集、各種セミナーへの参加及び会計専門誌の購読等の取組により、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,851	23,061
売掛金	1,710	1,958
商品	4,761	5,394
貯蔵品	5	6
前払費用	560	606
未収入金	260	337
預け金	1,176	1,638
その他	724	1,305
貸倒引当金	11	13
流動資産合計	23,040	34,295
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 59,096	1 68,140
減価償却累計額	21,552	23,907
建物(純額)	37,544	44,233
構築物	11,598	13,350
減価償却累計額	6,897	7,503
構築物(純額)	4,700	5,847
機械及び装置	2,819	3,200
減価償却累計額	1,871	2,098
機械及び装置(純額)	947	1,102
工具、器具及び備品	9,050	10,435
減価償却累計額	6,675	7,517
工具、器具及び備品(純額)	2,375	2,917
土地	26,842	27,780
リース資産	2,106	2,110
減価償却累計額	1,236	1,054
リース資産(純額)	870	1,056
建設仮勘定	3,923	5,459
有形固定資産合計	77,204	88,396
無形固定資産		
ソフトウェア	862	800
施設利用権	36	34
その他	5	5
無形固定資産合計	904	840

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
投資その他の資産		
投資有価証券	2	2
関係会社株式	577	577
出資金	0	0
長期前払費用	4,327	4,818
繰延税金資産	2,265	2,546
敷金及び保証金	3,318	3,376
建設協力金	1,159	1,084
その他	68	71
投資その他の資産合計	11,720	12,477
固定資産合計	89,829	101,714
資産合計	112,869	136,010
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,331	23,789
1年内返済予定の長期借入金	3,219	3,347
リース債務	343	356
未払金	1,507	5,272
未払費用	1,706	2,029
未払法人税等	2,046	2,387
未払消費税等	1,270	-
預り金	260	337
前受収益	468	456
契約負債	3,287	3,401
その他	1 158	1 158
流動負債合計	25,599	41,536
固定負債		
長期借入金	7,054	6,539
リース債務	511	689
退職給付引当金	909	950
資産除去債務	3,860	3,753
預り建設協力金	1 943	1 1,080
長期預り敷金保証金	2,376	2,523
長期前受収益	905	974
その他	281	222
固定負債合計	16,841	16,733
負債合計	42,441	58,270

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,491	5,540
資本剰余金		
資本準備金	5,434	5,483
その他資本剰余金	9	11
資本剰余金合計	5,444	5,494
利益剰余金		
利益準備金	16	16
その他利益剰余金		
圧縮積立金	447	428
別途積立金	40,822	47,122
繰越利益剰余金	18,138	19,392
利益剰余金合計	59,424	66,959
自己株式	166	508
株主資本合計	70,193	77,487
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
新株予約権	234	251
純資産合計	70,428	77,739
負債純資産合計	112,869	136,010

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)	当事業年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)
売上高	204,846	219,357
売上原価		
商品期首棚卸高	4,344	4,761
当期商品仕入高	152,668	164,211
合計	157,012	168,973
商品期末棚卸高	4,761	5,394
売上原価合計	152,251	163,579
売上総利益	52,595	55,778
営業収入		
賃貸収入	4,282	4,702
その他の営業収入	1,623	1,659
営業収入合計	5,906	6,361
営業総利益	58,501	62,139
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	1,401	1,512
消耗品費	1,802	2,041
給料及び賞与	19,129	20,758
株式報酬費用	33	71
退職給付費用	71	67
法定福利及び厚生費	2,443	2,661
地代家賃	5,147	5,449
賃借料	293	299
水道光熱費	4,117	3,758
修繕費	1,128	1,094
減価償却費	4,471	5,092
租税公課	1,268	1,483
その他	4,920	5,374
販売費及び一般管理費合計	46,230	49,665
営業利益	12,270	12,473
営業外収益		
受取利息	1 24	1 28
仕入割引	26	23
受取保険金	23	41
受取負担金	7	33
物流管理収入	16	19
その他	43	53
営業外収益合計	142	199
営業外費用		
支払利息	99	96
その他	11	11
営業外費用合計	111	107
経常利益	12,301	12,566

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)	当事業年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)
特別利益		
固定資産受贈益	-	0
補助金収入	-	5
賃貸借契約解約益	13	3
その他	0	0
特別利益合計	13	9
特別損失		
固定資産除却損	2 72	2 5
店舗閉鎖損失	69	-
その他	10	-
特別損失合計	152	5
税引前当期純利益	12,162	12,569
法人税、住民税及び事業税	3,345	3,862
法人税等調整額	96	280
法人税等合計	3,249	3,581
当期純利益	8,913	8,987

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,444	5,387	9	5,396	16	464	35,022	16,119	51,622
当期変動額									
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）									
新株の発行（新株予約権の行使）	47	47		47					
剰余金の配当								1,111	1,111
当期純利益								8,913	8,913
圧縮積立金の積立									-
圧縮積立金の取崩						16		16	-
税率変更による積立金の調整額									-
別途積立金の積立							5,800	5,800	-
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	47	47	-	47	-	16	5,800	2,018	7,802
当期末残高	5,491	5,434	9	5,444	16	447	40,822	18,138	59,424

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	166	62,295	1	1	217	62,514
当期変動額						
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）		-				-
新株の発行（新株予約権の行使）		95				95
剰余金の配当		1,111				1,111
当期純利益		8,913				8,913
圧縮積立金の積立		-				-
圧縮積立金の取崩		-				-
税率変更による積立金の調整額		-				-
別途積立金の積立		-				-
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			0	0	16	16
当期変動額合計	0	7,897	0	0	16	7,913
当期末残高	166	70,193	0	0	234	70,428

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,491	5,434	9	5,444	16	447	40,822	18,138	59,424
当期変動額									
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	9	9		9					
新株の発行（新株予約権の行使）	38	38		38					
剰余金の配当								1,452	1,452
当期純利益								8,987	8,987
圧縮積立金の積立						3		3	-
圧縮積立金の取崩						16		16	-
税率変更による積立金の調整額						5		5	-
別途積立金の積立							6,300	6,300	-
自己株式の取得									
自己株式の処分			1	1					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	48	48	1	50	-	19	6,300	1,254	7,535
当期末残高	5,540	5,483	11	5,494	16	428	47,122	19,392	66,959

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	166	70,193	0	0	234	70,428
当期変動額						
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）		19				19
新株の発行（新株予約権の行使）		77				77
剰余金の配当		1,452				1,452
当期純利益		8,987				8,987
圧縮積立金の積立		-				-
圧縮積立金の取崩		-				-
税率変更による積立金の調整額		-				-
別途積立金の積立		-				-
自己株式の取得	359	359				359
自己株式の処分	18	20				20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			0	0	17	17
当期変動額合計	341	7,293	0	0	17	7,311
当期末残高	508	77,487	0	0	251	77,739

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	12,162	12,569
減価償却費	4,471	5,093
貸倒引当金の増減額（は減少）	3	2
退職給付引当金の増減額（は減少）	58	41
受取利息及び受取配当金	24	28
支払利息	99	96
固定資産受贈益	-	0
固定資産除却損	72	5
店舗閉鎖損失	69	-
賃貸借契約解約益	13	3
補助金収入	-	5
売上債権の増減額（は増加）	195	248
棚卸資産の増減額（は増加）	418	633
仕入債務の増減額（は減少）	646	12,457
契約負債の増減額（は減少）	141	113
未払消費税等の増減額（は減少）	1,129	1,270
預り建設協力金の増減額（は減少）	19	207
預り敷金及び保証金の増減額（は減少）	151	150
その他	541	1,258
小計	18,917	29,805
利息及び配当金の受取額	1	4
利息の支払額	83	78
法人税等の支払額	2,942	3,531
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,892	26,200
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	12,014	12,689
無形固定資産の取得による支出	264	241
長期前払費用の取得による支出	157	926
関係会社株式の取得による支出	527	-
補助金の受取額	-	5
敷金及び保証金の回収による収入	54	58
敷金及び保証金の差入による支出	425	118
建設協力金の回収による収入	140	137
建設協力金の支払による支出	-	43
関係会社貸付けによる支出	467	200
その他	95	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,757	14,019

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)	当事業年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100	3,100
長期借入金の返済による支出	3,884	3,485
株式の発行による収入	79	64
リース債務の返済による支出	430	376
自己株式の取得による支出	0	360
配当金の支払額	1,109	1,451
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,245	2,509
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,110	9,671
現金及び現金同等物の期首残高	18,139	15,028
現金及び現金同等物の期末残高	1 15,028	1 24,699

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 商品

生鮮食品……………最終仕入原価法

センター在庫商品…移動平均法による原価法

その他の商品……………売価還元法による原価法

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益認識

顧客との契約から生じる収益は、主に店舗における商品の販売によるものであり、これらの商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

自社ポイント制度に係る収益認識

商品の販売時に自社ポイントを付与するサービスの提供は、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して履行義務に配分した取引価格を契約負債として収益から控除して繰り延べ、顧客のポイント利用に従い収益を認識しております。

なお、商品の販売をとまなわない自社会員カード（ハロカ）への現金チャージに応じて付与するポイントは、将来利用されると見込まれる金額を費用としております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金、預け金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の財務諸表に計上した減損会計の適用対象となる固定資産は、総資産の69.0%を占めており、その内容は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	77,204	88,396
無形固定資産	904	840
投資その他の資産（長期前払費用）	4,138	4,650
減損会計の適用対象となる固定資産合計	82,247	93,887

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度において一部の店舗に減損の兆候を認めましたが、以下の方法、仮定に基づき評価した結果、減損損失の認識は不要と判断しております。

金額の算出方法

固定資産の減損の兆候の有無を把握するにあたっては、主として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、営業損益が継続してマイナスとなっている若しくは継続してマイナスとなる見込みの店舗又は固定資産の市場価格が著しく下落した店舗等に減損の兆候があると判断しております。減損の兆候があると判断された資産グループについては、減損損失の認識の要否判定のために、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。この結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額は減損損失として計上することとしております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

当事業年度において減損の兆候があると判断した店舗について、減損損失の認識の要否判定のために用いた割引前将来キャッシュ・フローは、直近の店舗損益実績を踏まえて策定した取締役会承認済みの翌事業年度の店舗損益予算を基礎に、過去の実績推移、周辺の人口動態を考慮した結果、将来の見積期間における営業損益が翌事業年度の店舗損益予算の水準で推移すると仮定し見積もっております。なお、直近に開店した店舗や改装を実施する店舗の割引前将来キャッシュ・フローは、過去に同様の状況にあった店舗における売上高の趨勢を考慮し、一定期間売上高が増加すると仮定し見積もっております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積り及び仮定について、将来の予測不能な市場環境の変化等により見直しが必要となった場合、減損損失が計上される可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取負担金」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた50百万円は、「受取負担金」7百万円、「その他」43百万円として組替を行っております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において「財務活動におけるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「自己株式の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた 0百万円を「自己株式の取得による支出」として組替を行っております。

(会計上の見積りの変更)

重要な会計上の見積りの変更はありません。

なお、資産除去債務の一部について見積りの変更を行っております。その内容については、「注記事項(資産除去債務関係)」に記載しております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及びこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
建物	306百万円	290百万円

(2) 上記に対応する債務

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
流動負債「その他」	8百万円	5百万円
預り建設協力金	39百万円	34百万円
計	48百万円	39百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
受取利息	14百万円	16百万円

2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
建物	49百万円	3百万円
構築物	0百万円	0百万円
機械及び装置	5百万円	1百万円
工具、器具及び備品	1百万円	1百万円
リース資産	0百万円	0百万円
解体撤去費用	16百万円	百万円
計	72百万円	5百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,431,400	26,700		21,458,100

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 26,700株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	72,275	43		72,318

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による自己株式の増加 43株

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(2016年度)						30
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(2017年度)						16
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(2018年度)						16
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(2019年度)						15
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(2020年度)						17
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(2021年度)						16
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(2022年度)						20
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(2023年度)						23
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(2024年度)						17
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(第4回)						49
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(第5回)						10
合計							234

(注)ストックオプションとしての新株予約権(第5回)は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月11日 取締役会	普通株式	555	26	2024年2月29日	2024年5月24日
2024年9月27日 取締役会	普通株式	555	26	2024年8月31日	2024年11月6日

(注) 2024年2月期の期末配当金には、創立65周年記念配当金2円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	727	34	2025年2月28日	2025年5月30日

(注) 2025年2月期の期末配当金には、営業収益2,000億円達成記念配当金2円が含まれております。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,458,100	27,300		21,485,400

（変動事由の概要）

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 21,700株
譲渡制限付株式報酬による新株の発行による増加 5,600株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	72,318	75,000	8,000	139,318

（変動事由の概要）

自己株式立会外買付取引による自己株式の増加 75,000株
役員新株予約権の行使による自己株式の減少 8,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（2016年度）						27
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（2017年度）						13
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（2018年度）						13
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（2019年度）						12
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（2020年度）						14
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（2021年度）						15
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（2022年度）						18
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（2023年度）						21
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（2024年度）						22
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（2025年度）						21
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（第4回）						35
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（第5回）						33
合計							251

（注）ストックオプションとしての新株予約権（第5回）は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	727	34	2025年2月28日	2025年5月30日
2025年9月26日 取締役会	普通株式	725	34	2025年8月31日	2025年11月5日

(注) 2025年2月期の期末配当金には、営業収益2,000億円達成記念配当金2円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年4月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	768	36	2026年2月28日	2026年5月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金残高	13,851百万円	23,061百万円
預け金	1,176百万円	1,638百万円
現金及び現金同等物	15,028百万円	24,699百万円

2 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	200百万円	567百万円

(2) 新たに計上した資産除去債務の額

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
資産除去債務の計上額	2,182百万円	199百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗の販売設備(工具、器具及び備品)及び本部、店舗の情報機器(工具、器具及び備品)であります。

無形固定資産

主として店舗、本部及びセンターで使用するソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
1年内	406百万円	385百万円
1年超	2,602百万円	2,216百万円
合計	3,008百万円	2,602百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に食料品の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

敷金及び保証金、建設協力金は、主に店舗設備の建設等によるものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、ほとんど1月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであり、返済期日は決算日後、最長で5年後であります。長期預り敷金保証金及び預り建設協力金は、主に商業施設の賃貸借契約によるものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

建設協力金、敷金及び保証金は、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減をはかっております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は固定金利を中心に一部短期金利に連動した変動金利のものがあります。変動金利のものについては変動金利の変化を常に注視しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画を作成するとともに、金融機関との当座貸越枠を利用することなどにより手元流動性を高め、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年2月28日)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	3,318	2,018	1,300
(2) 建設協力金(1年内回収予定を含む)	1,295	1,264	30
資産計	4,614	3,282	1,331
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	10,273	10,147	126
(2) 長期預り敷金保証金	2,376	1,369	1,006
(3) 預り建設協力金(1年内返済予定を含む)	1,095	1,051	43
負債計	13,744	12,568	1,176

(注) 現金は注記を省略しており、預金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度(2026年2月28日)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	3,376	1,748	1,628
(2) 建設協力金(1年内回収予定を含む)	1,220	1,134	85
資産計	4,596	2,882	1,713
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	9,887	9,618	268
(2) 長期預り敷金保証金	2,523	1,308	1,215
(3) 預り建設協力金(1年内返済予定を含む)	1,232	1,126	106
負債計	13,642	12,053	1,589

(注) 現金は注記を省略しており、預金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 建設協力金、敷金及び保証金の決算日後の回収予定額
前事業年度(2025年2月28日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
建設協力金	135	486	481	312
敷金及び保証金	139	90	117	2,970
合計	275	577	598	3,283

当事業年度(2026年2月28日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
建設協力金	135	470	480	236
敷金及び保証金	117	116	96	3,045
合計	253	586	577	3,282

(注2) 長期借入金及び預り建設協力金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2025年2月28日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,219	2,727	1,918	1,465	942	
その他有利子負債 (預り建設協力金)	152	142	129	112	98	536
合計	3,371	2,870	2,048	1,578	1,040	536

当事業年度(2026年2月28日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,347	2,538	2,085	1,562	353	
その他有利子負債 (預り建設協力金)	151	138	121	107	99	760
合計	3,499	2,677	2,207	1,669	452	760

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度(2025年2月28日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		2,018		2,018
建設協力金（1年内回収予定を含む）		1,264		1,264
資産計		3,282		3,282
長期借入金（1年内返済予定を含む）		10,147		10,147
長期預り敷金保証金		1,369		1,369
預り建設協力金（1年内返済予定を含む）		1,051		1,051
負債計		12,568		12,568

当事業年度(2026年2月28日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		1,748		1,748
建設協力金（1年内回収予定を含む）		1,134		1,134
資産計		2,882		2,882
長期借入金（1年内返済予定を含む）		9,618		9,618
長期預り敷金保証金		1,308		1,308
預り建設協力金（1年内返済予定を含む）		1,126		1,126
負債計		12,053		12,053

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

敷金及び保証金及び 建設協力金（1年内回収予定を含む）

これらの時価は、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り敷金保証金及び 預り建設協力金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
退職給付債務の期首残高	793	770
勤務費用	62	62
利息費用	11	15
数理計算上の差異の発生額	84	0
退職給付の支払額	13	25
退職給付債務の期末残高	770	821

3 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
退職給付債務の期末残高	770	821
未認識数理計算上の差異	138	129
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	909	950
退職給付引当金	909	950
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	909	950

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
勤務費用	62	62
利息費用	11	15
数理計算上の差異の費用処理額	2	10
確定給付制度に係る退職給付費用	71	67

5 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
割引率	2.1%	2.1%

(ストックオプション等関係)

(ストックオプション)

1 スtockオプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	33百万円	52百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
新株予約権戻入益	0百万円	0百万円

3 スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

名称	2016年度役員新株予約権	2017年度役員新株予約権	2018年度役員新株予約権
決議年月日	2016年5月26日	2017年5月25日	2018年5月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)9名	当社取締役(社外取締役を除く)9名	当社取締役(社外取締役を除く)9名
株式の種類及び付与数	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 7,900株
付与日	2016年6月10日	2017年6月9日	2018年6月8日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年6月11日～2046年6月10日	2017年6月10日～2047年6月9日	2018年6月9日～2048年6月8日

名称	2019年度役員新株予約権	2020年度役員新株予約権	2021年度役員新株予約権
決議年月日	2019年5月23日	2020年5月28日	2021年5月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)9名	当社取締役(社外取締役を除く)9名	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)8名
株式の種類及び付与数	普通株式 9,600株	普通株式 7,300株	普通株式 7,200株
付与日	2019年6月7日	2020年6月12日	2021年6月11日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年6月8日～2049年6月7日	2020年6月13日～2050年6月12日	2021年6月12日～2051年6月11日

名称	2022年度役員新株予約権	2023年度役員新株予約権	2024年度役員新株予約権
決議年月日	2022年5月26日	2023年5月25日	2024年5月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)7名	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)9名	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)9名
株式の種類及び付与数	普通株式 6,500株	普通株式 7,200株	普通株式 5,900株
付与日	2022年6月10日	2023年6月9日	2024年6月7日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年6月11日～2052年6月10日	2023年6月10日～2053年6月9日	2024年6月8日～2054年6月7日

名称	2025年度役員新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2025年5月29日	2022年2月14日	2024年10月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)8名	当社従業員 231名	当社従業員 268名
株式の種類及び付与数	普通株式 6,600株	普通株式 116,900株	普通株式 80,500株
付与日	2025年6月13日	2022年3月1日	2024年10月30日
権利確定条件	該当事項はありません。	付与日(2022年3月1日)以降、権利確定日(2024年2月14日)まで継続して勤務していること。	付与日(2024年10月30日)以降、権利確定日(2026年10月16日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2022年3月1日～2024年2月14日	2024年10月30日～2026年10月15日
権利行使期間	2025年6月14日～2055年6月13日	2024年2月15日～2027年2月14日	2026年10月16日～2029年10月15日

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2026年2月期)において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

名称	2016年度役員新株予約権	2017年度役員新株予約権	2018年度役員新株予約権
決議年月日	2016年5月26日	2017年5月25日	2018年5月24日
権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前事業年度末	14,200	7,200	6,300
権利確定			
権利行使	1,400	1,400	1,200
失効			
未行使残	12,800	5,800	5,100

名称	2019年度役員新株予約権	2020年度役員新株予約権	2021年度役員新株予約権
決議年月日	2019年5月23日	2020年5月28日	2021年5月27日
権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前事業年度末	7,600	5,900	6,400
権利確定			
権利行使	1,400	1,100	400
失効			
未行使残	6,200	4,800	6,000

名称	2022年度役員新株予約権	2023年度役員新株予約権	2024年度役員新株予約権
決議年月日	2022年5月26日	2023年5月25日	2024年5月23日
権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前事業年度末	6,500	7,200	5,900
権利確定			
権利行使	400	400	300
失効			
未行使残	6,100	6,800	5,600

名称	2025年度役員新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2025年5月29日	2022年2月14日	2024年10月15日
権利確定前(株)			
前事業年度末			79,700
付与	6,600		
失効			2,200
権利確定	6,600		
未確定残			77,500
権利確定後(株)			
前事業年度末		79,800	
権利確定	6,600		
権利行使		21,700	
失効		800	
未行使残	6,600	57,300	

単価情報

名称	2016年度役員新株予約権	2017年度役員新株予約権	2018年度役員新株予約権
決議年月日	2016年5月26日	2017年5月25日	2018年5月24日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,014	3,766	3,750
付与日における公正な評価単価(円)	2,163	2,285	2,589

名称	2019年度役員新株予約権	2020年度役員新株予約権	2021年度役員新株予約権
決議年月日	2019年5月23日	2020年5月28日	2021年5月27日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,721	3,770	3,785
付与日における公正な評価単価(円)	2,086	3,014	2,554

名称	2022年度役員新株予約権	2023年度役員新株予約権	2024年度役員新株予約権
決議年月日	2022年5月26日	2023年5月25日	2024年5月23日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	4,735	4,735	4,735
付与日における公正な評価単価(円)	3,099	3,198	3,995

名称	2025年度役員新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2025年5月29日	2022年2月14日	2024年10月15日
権利行使価格(円)	1	2,961	4,225
行使時平均株価(円)		4,734	
付与日における公正な評価単価(円)	4,432	624	617

4 当事業年度に付与されたストックオプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	29.02%
予想残存期間	(注) 2	5.7年
予想配当	(注) 3	58円/株
無リスク利率	(注) 4	1.044%

(注) 1 算定基準日において(注) 2の予想残存期間(5.7年)に対応する期間の株価をもとに算定しております。

2 過去10年間の役員の退任状況に基づき見積もっております。

3 2025年2月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値であります。

5 スtockオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事前交付型に該当する譲渡制限付株式報酬)

1 事前交付型譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	百万円	19百万円

2 事前交付型譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 事前交付型譲渡制限付株式報酬の内容

	2025年度譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役8名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 5,600株
付与日	2025年6月27日
譲渡制限解除条件	付与日(2025年6月27日)以降、取締役の地位を喪失する日までの間(譲渡制限期間)、継続して取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時に譲渡制限を解除する。なお、譲渡制限期間中に、法令違反等、割当契約書に定める無償取得事由に該当した場合、本株式の全部を当社が無償取得する。

(2) 事前交付型譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

株式数

	2025年度譲渡制限付株式報酬
前事業年度末(株)	
付与(株)	5,600
無償取得(株)	
譲渡制限解除(株)	
未解除残(株)	5,600

単価情報

	2025年度譲渡制限付株式報酬
付与日における公正な評価単価(円)	4,720

3 当事業年度に付与された事前交付型譲渡制限付株式報酬の公正な評価単価の見積り方法

取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。

4 事前交付型譲渡制限付株式報酬における譲渡制限解除株式数の見積り方法

基本的には、将来の無償取得数の合理的な見積りは困難であるため、実際の無償取得数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
未払事業税等	153百万円	164百万円
契約負債	222百万円	230百万円
退職給付引当金	277百万円	298百万円
未払金(役員退職慰労金)	85百万円	69百万円
未払従業員賞与	72百万円	77百万円
借地手数料等否認	925百万円	1,020百万円
減価償却限度超過額	39百万円	46百万円
長期前受収益否認	238百万円	247百万円
新株予約権	52百万円	57百万円
資産除去債務	1,177百万円	1,178百万円
減損損失	93百万円	95百万円
その他	67百万円	84百万円
繰延税金資産小計	3,406百万円	3,569百万円
評価性引当額	百万円	百万円
繰延税金資産合計	3,406百万円	3,569百万円

(繰延税金負債)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
建設協力金	20百万円	20百万円
資産除去債務に対応する除去費用	915百万円	799百万円
圧縮積立金	196百万円	196百万円
その他	7百万円	7百万円
繰延税金負債合計	1,140百万円	1,023百万円
繰延税金資産の純額	2,265百万円	2,546百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.1%
住民税均等割	1.1%	1.2%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正		0.4%
法人税額の特別控除額	4.5%	2.6%
その他	0.5%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.7%	28.5%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これにともない、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は56百万円増加し、法人税等調整額が56百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円がそれぞれ減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の算定方法

不動産賃貸借契約期間又は建物の法定耐用年数(主に34年)を使用見込期間と見積り、取得時における国債の利回り等適切な指標の割引率を使用して算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
期首残高	1,686百万円	3,860百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	32百万円	115百万円
見積りの変更による増減額(は減少)	2,116百万円	306百万円
時の経過による調整額	33百万円	84百万円
資産除去債務の履行等による減少額	9百万円	百万円
期末残高	3,860百万円	3,753百万円

(4) 資産除去債務の見積りの変更

前事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去等原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積額の変更を行っております。

この見積りの変更による増加額2,116百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去等原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積額の変更を行っております。

この見積りの変更による減少額306百万円を変更前の資産除去債務残高に減算しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、賃貸用の店舗（土地を含む。）を有しております。2025年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,235百万円（賃貸収益は営業収入に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。2026年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,557百万円（賃貸収益は営業収入に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
貸借対照表計上額	期首残高	13,251	14,532
	期中増減額	1,281	4,690
	期末残高	14,532	19,223
期末時価		16,361	21,531

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加は、賃貸用の店舗の取得（1,363百万円）及び資産除去債務の見積りの変更（403百万円）であり、減少は減価償却費（474百万円）であります。
当事業年度の主な増加は、賃貸用の店舗の取得（5,531百万円）であり、減少は減価償却費（581百万円）であります。
- 3 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位:百万円)

	売上高	営業収入
青果	23,778	210
鮮魚	13,755	
惣菜	28,268	197
精肉	24,020	
生鮮合計	89,822	408
デイリー	49,362	
一般食品	33,408	65
菓子	12,753	
酒類	11,023	
雑貨	8,216	156
催事	259	121
ドライ合計	115,024	343
その他		783
顧客との契約から生じる収益	204,846	1,535
その他の収益		4,370
外部顧客への売上高	204,846	5,906

(注) 「その他の収益」の主な内容は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれるリース取引(動産及び不動産の賃貸収入)であります。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位:百万円)

	売上高	営業収入
青果	24,516	214
鮮魚	14,513	
惣菜	30,548	239
精肉	25,859	
生鮮合計	95,437	454
デイリー	53,402	
一般食品	36,958	72
菓子	13,515	
酒類	11,136	
雑貨	8,719	155
催事	187	125
ドライ合計	123,920	353
その他		773
顧客との契約から生じる収益	219,357	1,581
その他の収益		4,780
外部顧客への売上高	219,357	6,361

(注) 「その他の収益」の主な内容は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれるリース取引(動産及び不動産の賃貸収入)であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項(重要な会計方針)5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の期首残高および期末残高は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,514
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,710
契約負債(期首残高)	3,145
契約負債(期末残高)	3,287

(注) 1 顧客との契約から生じた債権は、顧客が利用したクレジットカード決済並びにその他電子決済により生じた売掛金であります。

2 契約負債は自社会員カード(ハロカ)への現金チャージ分及び付与したポイント等が期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

残存履行義務に配分した取引価格

ハロカへの現金チャージ分及び付与したポイント等の残存履行義務に配分した価格については3,287百万円であり、1年程度で使用され収益を認識することを見込んでおります。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の期首残高および期末残高は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,710
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,958
契約負債(期首残高)	3,287
契約負債(期末残高)	3,401

(注) 1 顧客との契約から生じた債権は、顧客が利用したクレジットカード決済並びにその他電子決済により生じた売掛金であります。

2 契約負債は自社会員カード(ハロカ)への現金チャージ分及び付与したポイント等が期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

残存履行義務に配分した取引価格

ハロカへの現金チャージ分及び付与したポイント等の残存履行義務に配分した価格については3,401百万円であり、1年程度で使用され収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、商品小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載していません。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略していません。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載していません。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、商品小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
財務諸表 提出会社 の子会社 及び関連 会社等	株式会社西条 プラザ	広島県 東広島市	50	ショッピング センターの 管理・運営	所有直接 100	不動産の賃借 役員の兼務	建設協力 金の回収	75	その他流 動資産	75
									建設協力 金	793
財務諸表 提出会社 の子会社 及び関連 会社等	株式会社藤屋	岡山県 総社市	100	惣菜・弁当等 の各種食品の 製造、加工及 び販売	所有直接 100	惣菜の仕入 役員の兼務	資金の貸 付	467	その他流 動資産(短 期貸付金)	467
							受取利息 の計上	3	その他流 動資産(未 収収益)	3
							惣菜の仕 入	751	買掛金	101

- (注) 1 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3 惣菜の仕入につきましては、市場価格の動向や他社との取引条件等を勘案の上決定しております。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
財務諸表 提出会社 の子会社 及び関連 会社等	株式会社西条 プラザ	広島県 東広島市	50	ショッピング センターの 管理・運営	所有直接 100	不動産の賃借 役員の兼務	建設協力 金の回収	75	その他流 動資産	75
									建設協力 金	728
財務諸表 提出会社 の子会社 及び関連 会社等	株式会社藤屋	岡山県 総社市	100	惣菜・弁当等 の各種食品の 製造、加工及 び販売	所有直接 100	惣菜の仕入 役員の兼務	資金の貸 付	200	その他流 動資産(短 期貸付金)	667
							受取利息 の計上	6	その他流 動資産(未 収収益)	4
							惣菜の仕 入	1,713	買掛金	97

- (注) 1 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3 惣菜の仕入につきましては、市場価格の動向や他社との取引条件等を勘案の上決定しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり純資産額 3,282.29円	1株当たり純資産額 3,630.08円
1株当たり当期純利益 416.95円	1株当たり当期純利益 420.91円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 415.14円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 419.01円

(注) 1 1株当たり当期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり当期純利益		
(算定上の基礎)		
当期純利益(百万円)	8,913	8,987
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,913	8,987
普通株式の期中平均株式数(株)	21,377,708	21,353,693
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
(算定上の基礎)		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	92,882	96,658
(うち新株予約権(株))	(92,882)	(96,658)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2024年10月15日開催の取締役会決議による第5回新株予約権 新株予約権の数 797個 (普通株式 79,700株)	

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、下記のとおりであります。

項目	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	70,428	77,739
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	234	251
(うち新株予約権(百万円))	(234)	(251)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	70,194	77,488
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	21,385,782	21,346,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	59,096	9,379	335	68,140	23,907	2,380	44,233
構築物	11,598	1,752	0	13,350	7,503	605	5,847
機械及び装置	2,819	441	59	3,200	2,098	285	1,102
工具、器具及び備品	9,050	1,677	292	10,435	7,517	1,133	2,917
土地	26,842	937		27,780			27,780
リース資産	2,106	567	562	2,110	1,054	381	1,056
建設仮勘定	3,923	4,362	2,825	5,459			5,459
有形固定資産計	115,438	19,117	4,076	130,478	42,082	4,787	88,396
無形固定資産							
ソフトウェア	2,785	238	15	3,008	2,208	300	800
施設利用権	145	2		148	114	4	34
その他	5			5			5
無形固定資産計	2,937	241	15	3,162	2,322	305	840
長期前払費用	9,161	878	21	10,018	5,200	365	4,818

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	西古松店店舗の新設	2,505百万円
	呉広店店舗の新設	2,471百万円
構築物	宇部店駐車場の新設	339百万円
	砥堀店駐車場の新設	293百万円
	西古松店駐車場の新設	219百万円
	国府店駐車場の新設	216百万円
工具、器具及び備品	既存店冷蔵ケース等の取得	458百万円
	新店及び改装店舗POSレジ等の取得	321百万円
	新店及び改装店舗防犯カメラ等の取得	76百万円
建設仮勘定	新規出店店舗の建設等	2,214百万円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	3,219	3,347	0.7	
1年以内に返済予定のリース債務	343	356	1.2	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,054	6,539	0.9	2027年3月25日～ 2031年1月25日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	511	689	1.3	2027年3月22日～ 2031年1月27日
その他有利子負債				
預り建設協力金(1年以内返済予定)	152	151	0.7	
預り建設協力金(1年超返済予定)	1,019	1,227	0.9	2027年3月25日～ 2056年12月1日
合計	12,300	12,312		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,538	2,085	1,562	353
リース債務	272	190	144	82
その他有利子負債	138	121	107	99

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	11	13		11	13

- (注) 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	3,860	199	306	3,753

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a 資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	1,198
預金	
当座預金	18,439
普通預金	3,415
別段預金	6
計	21,862
合計	23,061

ロ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社ネットスターズ	1,009
三井住友カード株式会社	666
株式会社JCB	279
サントリービバレッジソリューション株式会社	0
株式会社中国情報社	0
その他	0
合計	1,958

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
1,710	57,621	57,373	1,958	96.7	11.6

八 商品

区分	金額(百万円)
青果	240
鮮魚	204
惣菜	227
精肉	318
デイリー	631
一般食品	1,890
菓子	562
酒	605
雑貨	710
その他	3
合計	5,394

二 貯蔵品

区分	金額(百万円)
包装資材	6
合計	6

ホ 長期前払費用

区分	金額(百万円)
賃借付随に係る支出額	3,038
公共施設整備等に係る支出額	1,080
前払賃借料	520
その他	179
合計	4,818

b 負債の部

イ 買掛金

相手先	金額(百万円)
株式会社日本アクセス	2,537
藤徳物産株式会社	1,439
伊藤忠食品株式会社	1,285
株式会社ロジスティクス・ネットワーク	1,212
株式会社外林	1,035
その他	16,278
合計	23,789

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
営業収益 (百万円)	111,549	225,719
税引前中間 (当期)純利益 (百万円)	5,912	12,569
中間(当期)純利益 (百万円)	4,085	8,987
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	191.21	420.91

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.halows.com/
株主に対する特典	毎年2月末日現在の株主に対し、所有株式数に応じ「株主ご優待券」を進呈する。なお、当社店舗所在市町村及びそれに隣接する市町村以外の株主については、「株主ご優待券」にかえて「クオカード」を進呈する。「株主ご優待券」の有効期限は、発行された翌年の5月末日まで。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第67期(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日) 2025年5月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年5月30日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第68期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日) 2025年10月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく
臨時報告書

2025年6月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2026年3月10日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2025年6月1日 至 2025年6月30日) 2025年7月15日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 5月25日

株式会社ハローズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 重 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 士 雄 太

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハローズの2025年3月1日から2026年2月28日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハローズの2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の認識の要否判定における割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ハローズでは食品スーパーマーケット業を営んでおり、瀬戸内沿岸部に設定した商圏内を中心に多店舗展開している。当事業年度末の貸借対照表には減損会計の適用対象となる固定資産を93,887百万円計上している。当該金額は総資産の69.0%を占めている（「財務諸表注記（重要な会計上の見積り）」参照）。</p> <p>同社は、固定資産の減損の兆候の有無を把握するにあたり、主として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、営業損益が継続してマイナスとなっている若しくは継続してマイナスとなる見込みの店舗又は固定資産の市場価格が著しく下落した店舗に減損の兆候があると判断している。減損の兆候があると判断された資産グループについては、減損損失の認識の要否判定のために、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっている。この結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として計上することとしている。</p> <p>一部の店舗は、減損の兆候が認められるため、当事業年度において減損損失の認識の要否判定を行っているが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が店舗に係る固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断している。当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、直近の店舗損益実績を踏まえて策定した取締役会承認済みの翌事業年度の店舗損益予算を基礎に、過去の実績推移、周辺の人口動態を考慮した結果、将来の見積期間における営業損益が翌事業年度の店舗損益予算の水準で推移すると仮定して見積もっている。なお、開店して間もないため成長過程にある店舗の割引前将来キャッシュ・フローは、過去に開店した店舗の売上高の趨勢を考慮し、一定期間売上高が増加すると仮定し見積もっている。この仮定には高い不確実性を伴うため、その経営者による判断が割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否判定における割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否判定における割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 減損損失の認識の要否判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、減損の認識の要否判定には、高度な会計知識並びに判断及び見積りが介在するため、適切な経験と能力を有する上位者が検証及び承認する統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2)割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 店舗ごとの割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに使用された仮定の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>過年度の割引前将来キャッシュ・フローの見積りと実績値を比較し、差異については乖離状況の分析を行うとともに原因を経営者に質問することにより、割引前将来キャッシュ・フローの見積りの精度を評価した。</p> <p>店舗損益実績と翌事業年度の店舗損益予算の比較分析を行い、また、第三者機関が集計している関連する外部統計情報と比較し、翌事業年度の店舗損益予算の見積りの合理性を評価した。</p> <p>将来の見積期間における営業損益が翌事業年度の店舗損益予算の水準で推移するという仮定について、経営者に質問するとともに、翌事業年度の店舗損益予算との整合性の確認、過去実績からの趨勢分析、入手可能な競合店の出退店情報との比較、第三者機関が公表する人口動態情報との比較分析を実施した。</p> <p>開店して間もない店舗の一定期間の売上高の増加について、過年度に開店した店舗の売上高の趨勢と比較分析を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ハローズの2026年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ハローズが2026年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。